

目次

1. <u>ライセンスおよび認証の契約</u>	4
2. <u>認証機関の承認プロセス</u>	4
2.1 GLOBALG.A.P. による認証機関の承認.....	4
2.2 範囲、サブ範囲、承認済みの修正チェックリスト、およびベンチマーク済みのスキームの拡大.....	6
2.3 登録機関の要求事項.....	7
2.4 承認の終了	8
3. <u>運用上の要求事項</u>	9
3.1 一般要求事項	9
3.2 トレーニングおよびスタッフの資格認定.....	9
3.3 GLOBALG.A.P.との認証機関の認証データ通信	11
3.4 認証機関の独立性、公平性、機密性、および高潔性	12
4. <u>生産者登録および受理</u>	12
4.1 一般事項	12
4.2 生産者の登録	12
5. <u>評価プロセス</u>	14
5.1 オプション 1 生産者	14
5.2 事前通知検査	14
5.3 抜き打ち緩和プログラム	15
5.4 オプション 2 の生産者グループおよびオプション 1 の QMS のあるマルチサイト	15
5.5 抜き打ち検査（オプション 1 のみ） および審査（QMS のみ）	19
5.6 製品取り扱い単位の検査（オプション 2 およびオプション 1 の QMS のあるマルチサイト）	20
5.7 承認済みの修正チェックリスト（AMC）/同等な制度の外部検査および審査.....	20
6. <u>認証プロセス</u>	21
6.1 一般事項	21
6.2 検査期間	22
6.3 生産者の不適合および制裁	22
6.4 紙の認定書の要求事項	23
7. <u>認証機関間での移行</u>	23
8. <u>認証機関の制裁</u>	25
8.1 一般規則	25
8.2 不適合の種類	26
9. <u>商標高潔性プログラム - BIPRO</u>	27
9.1 商標高潔性プログラム.....	27
9.2 認証高潔性プログラム.....	27

9.3	認証機関のための制裁ステップ	30
1.	<u>GLOBALG.A.P.のサブ範囲の検査員</u>	35
2.	<u>正式な認定および実務経験</u>	35
3.	<u>技術的スキルおよび資格</u>	35
3.1	検査員トレーニング	35
3.2	食品安全、G.A.P.トレーニング、および実務経験	35
3.3	コミュニケーションのスキル	37
3.4	認証機関による契約前の初回トレーニング	37
3.5	能力の維持	37
4.	<u>主要な作業</u>	38
4.1	GLOBALG.A.P.の農場検査	38
4.2	一般事項	38
4.3	独立性および機密性.....	38
1.	<u>GLOBALG.A.P.のサブ範囲の審査員</u>	39
2.	<u>正式な認定および実務経験</u>	39
3.	<u>技術的スキルおよび資格</u>	39
3.1	リード審査員のトレーニング	39
3.2	食品安全、G.A.P.トレーニング、および実務経験	39
3.3	コミュニケーションのスキル	41
3.4	認証機関による契約前の初回トレーニング	41
3.5	能力の維持	42
4.	<u>主要な作業</u>	42
4.1	GLOBALG.A.P.のQMS 審査.....	42
4.2	GLOBALG.A.P.の農場検査	43
4.3	一般事項	43
4.4	独立性および機密性.....	43

1. ライセンスおよび認証の契約

- a) ライセンスおよび認証の契約書は、GLOBALG.A.P.システムの共同コーディネーターとしてのGLOBALG.A.P.事務局、およびGLOBALG.A.P.システムの枠組みにおける、審査、検査、認証、およびライセンス発行の活動のための中立組織としての認証機関（CB）としての権利および義務を定めています。
- b) ライセンスおよび認証の契約書は、その更新を含み、GLOBALG.A.P.による認定済みの認証機関となり、GLOBALG.A.P.のウェブサイトに認証機関として掲載されるための申請手順の一部として、認証機関によって受理され、署名されるものとします。
- c) ライセンスおよび認証の契約書、サブライセンスおよび認証の契約、ならびに一般規則は相互に補完するものであり、またGLOBALG.A.P.による認定済みの認証機関は、そのすべてを常に順守するものとします。

2. 認証機関の承認プロセス

2.1 GLOBALG.A.P. による認証機関の承認

2.1.1 暫定承認

- a) 認証機関は、あらゆるGLOBALG.A.P.の検査/審査を行なう前に、（オプション 1、オプション 2、またはベンチマーク済みの）あらゆる（認定済みまたは非認定の）GLOBALG.A.P.の認証書の発行前に、また暫定承認を与えることができる前に、以下に記載されたステップを完了するものとします。
 - (i) 申請者である認証機関は、承認プロセスを開始するために、GLOBALG.A.P.の認証機関のエクストラネット (<http://cb.globalgap.org>) に登録し、GLOBALG.A.P.事務局に英語で記入した申請書を送付し、また評価料金を（GLOBALG.A.P.の料金表の最新バージョンに従って）支払うものとします。
 - (ii) 申請の肯定的な評価の後に、および暫定承認の前に、申請者認証機関は以下のステップを完了するものとします。
 1. GLOBALG.A.P.のライセンスおよび認証契約への署名
 2. 毎年の認証機関のライセンス料を（GLOBALG.A.P.の料金表の最新版に従って）支払うこと
 - (iii) 暫定承認の後、ただし、あらゆるGLOBALG.A.P.の検査または審査を行なう前に、申請者認証機関は以下のステップを完了するものとします。
 1. GLOBALG.A.P.事務局からのデータベースのアクセスを要求すること
 2. GLOBALG.A.P.のデータベースにすべての審査員および検査員を登録すること
 3. すべての審査員および検査員が、一般規則、管理点、および関連するサブ範囲内の順守基準について必要なGLOBALG.A.P.のオンライン試験を修了すること
 4. GLOBALG.A.P.の料金表の最新バージョンに従って、登録された審査員/検査員ごとの関連するトレーニング費用を支払うこと
- b) 暫定承認のための 1 つの条件として、オプション 1 の生産者を認証することを意図している申請者である認証機関には、一般規則と同様に、適用されるサブ範囲および範囲のために必要なオンライン試験にそれぞれ合格した少なくとも検査員 1 人（生産者検査向け）および審査員 1 人（認定委員会向け）がいるものとします。オプション 2 の生産者グループまたはオプション 1 QMS のあるマルチサイトの生産者の認定を

受けたいと考えている申請者の認証機関には、適用されるサブ範囲および範囲のために必要なオンライン試験およびQMS 審査員の（対面）トレーニングにそれぞれ合格した少なくとも審査員 1 人（QMS 審査のため）、および少なくとも別の審査員（認定委員会）がいるものとします。

- c) 認証機関は、（3.2.a 項に従って）「GLOBALG.A.P. スキーム・マネージャー」1 人を指名するものとします。
- d) 認証機関は、組織内トレーナー（3.2.c 項に従って）を任命し、関連する範囲の組織内トレーナー・トレーニングを修了するか、あるいは少なくとも登録するものとします。
- e) ベンチマークされた基準を認証することを意図している認証機関は、スキームまたは基準所有者によって承認の証拠を示されるものとします。
- f) 認証機関は、関連する GLOBALG.A.P. のサブ範囲および承認済みの修正チェックリスト、あるいは関連する完全にベンチマーク済みのスキームにおける ISO/IEC 17065 の認定について、認定機関（AB）に申請するものとします。認定機関に対するこの申請確認のコピーは、GLOBALG.A.P. 事務局に転送されるものとします。（GLOBALG.A.P. のベンチマーキング規制を参照のこと）
- g) GLOBALGAP 事務局は、最終承認の前に、限られた数の未認定の認証書を発行することを、以前に ISO/IEC 17065 の認定によって暫定的に承認された認証機関に許可します。範囲（作物、家畜、または水産養殖）ごとに未認定の認証書（オプション 1、オプション 2、ならびにベンチマークが行われたオプション 3 および 4）を受け取ることができる生産者の最大数は、20 戸です。

例 1: 認証機関に、33 戸の生産者がいる 1 つの生産者グループ（オプション 2）がある場合、それは 33 戸の生産者のうちの 20 戸だけに未認定の認証書を発行することができます。認証機関は、認定を受けるまで、すべてのオプション 1 またはオプション 2 の生産者のために、さらなる認証書を発行することはできません。あるいは、認証機関は、20 戸の個別生産者に 20 件のオプション 1 の認証書を発行することができます。

例 2: 認証機関は、12 戸の生産者を含んでいるオプション 2 の生産者グループのために未認定の認証書を、また 8 戸の個々の農家のために 8 件の未認定のオプション 1 の認証書を発行することができます。（つまり、オプション 2 のグループには関係しない、合計で 20 戸の生産者の場合）

例 3: 認証機関が、IFA 果物および野菜、IFA 花卉および観賞用植物、ならびに IFA 豚を申請します。合計で 20 戸の生産者（個別生産者またはオプション 2 のグループ・メンバー）は、IFA 果物および野菜、IFA 花卉および観賞用植物についての非認定認証書を受け取ることができ、また 20 戸の豚生産者が非認定の IFA 認証書を受け取ることができます。
- h) 以前に ISO/IEC 17065 の認定がなく、まだ GLOBALG.A.P. に認定されておらず、暫定的に認定済みの認証機関に対して、認定のための申請段階に未認定の限られた数の認証書を発行することを許可するために、GLOBALG.A.P. 事務局による条項があります。これらの認証機関は、オプション 1 の規則の下で認証書だけを発行するために、また最初に 1 つの範囲だけのために申請するものとします。オプション 1 のための認定が取得されると直ちに、その他の範囲を適用すること、および/または認証機関はオプション 2 の認証のための認定を申請することができます。最初の範囲の承認のために未認定のオプション 1（ベンチマークにかけられたオプション 3）の認証書を受け取ることができる生産者の最大数は、5 戸です。
- i) 未認定の認証書は、適用される認証書のテンプレートの要求事項を順守するものとしませんが、GLOBALG.A.P. のロゴも認定機関のロゴも示さないものとします。

2.1.2 最終承認

認証機関は、すべての認定された GLOBALG.A.P.の認証書を発行する前、または、すべての認定された GLOBALG.A.P.アドオンを運用する前、および最終承認を得る前に、以下の手順を完了するものとします。

- a) 認証機関は、暫定承認日の後 6 か月以内に、ISO/IEC 17065 の認定を取得するものとします。認定機関が遅延を説明する正当な理由を提示する場合、この期間は 6 か月の追加期間を延長することができます。認証機関は、GLOBALG.A.P.に正当な理由を提出するものとします。
- b) 一旦認定を取得したならば、認証機関は GLOBALG.A.P.事務局に認定証拠のコピーを送付するものとします。
- c) 認定が最長 1 年以内に達成されていない場合、遅延の正当な理由を提出しない限り、暫定承認を撤回することができ、また認証機関は GLOBALG.A.P.のウェブサイトでは仮承認されたとは見なされないものとし、認証機関は GLOBALG.A.P.の認証書を発行することができません。新しい基準のバージョンが導入された後、認証機関は暫定承認を再度申請することができます。
- d) 最終承認のための 1 つの条件として、暫定的に認定済みの認証機関には、適用されるサブ範囲に対応できる必要なトレーニングを修了した少なくとも組織内トレーナー 1 人 (3.2.c 項に従って) がいるものとします。
- e) 認証機関は、GLOBALG.A.P.のデータベースにすべての審査員および検査員を登録するものとします。
- f) 登録された審査員および検査員は、一般規則、ならびに関連するサブ範囲内の管理点および順守基準のために必要な GLOBALG.A.P.のオンライン試験を修了するものとします。
- g) オプション 2 またはオプション 1 QMS のあるマルチサイトの認証を予定している認証機関には、対面式の QMS 審査員トレーニングを含む付則 III.2 に定められる審査員資格要件を順守している少なくとも 2 名の審査員がいるものとします。
- h) 認証機関は、GLOBALG.A.P.の料金表の最新バージョンに従って、登録された審査員/検査員ごとの関連するトレーニング費用を支払うものとします。
- i) 該当する GLOBALGAP(またはベンチマーク済みの)のサブ範囲により認証機関が ISO/IEC 17065 に認定された後でなければ、認証機関は、GLOBALGAP の認証書のテンプレートに従って認証書に GLOBALGAP の商標/ロゴを付けることはできません。

2.2 範囲、サブ範囲、承認済みの修正チェックリスト、およびベンチマーク済みのスキームの拡大

- a) GLOBALG.A.P.の認証の範囲を拡大したいと考えている GLOBALG.A.P.に認定済みの認証機関は、2.1 項に述べられているすべてのステップおよび要求事項に従わなければならない、また PSS、HPSS、CFM、AMC、ベンチマークにかけられたスキームなど、あるいは各国の GAP プログラムおよび新しい範囲と見なされる GLOBALG.A.P.アドオンのような、GLOBALG.A.P.の基準の範囲拡大の合意書に署名する前に、新しい範囲の認定を申請するものとします。
- b) 1 つの範囲内の認証のサブ範囲を拡大したいと考えている GLOBALG.A.P.に認定済みの認証機関には、サブ範囲の要求事項 (付則 III.1 および III.2 の各項) を順守する検査員、専門の GLOBALG.A.P.の検査員、または審査員が最低 1 人いるものとします。正式な申請書が GLOBALG.A.P.事務局に送付されるものとし

ます。認証機関は、GLOBALG.A.P.との範囲拡大の合意書に署名する前に、新しいサブ範囲の認定を申請するものとします。

- c) 範囲またはサブ範囲の拡大のための前提条件（仮承認ステータス）は、新しいサブ範囲のために組織内トレーナーが稼働できることです。トレーニングの機会がない場合、認証機関は少なくとも次回のトレーニングのために登録しなければなりません。認証機関が該当する組織内トレーニングに不参加、または怠った場合、暫定承認は撤回されるものとします。
- d) AMC またはベンチマークにかけられたスキームに対する承認を拡大しようとしている GLOBALG.A.P.に認定済みの認証機関は、同じ範囲およびサブ範囲内で、GLOBALG.A.P.事務局に申請要求を送付するものとします。
- e) バージョン 4 で 2015 年 7 月 1 日までに認定済みの認証機関は、2016 年 7 月 1 日までにバージョン 5（バージョン 4 と同じ範囲またはサブ範囲の場合）の ISO/IEC 17065 の認定を達成するものとします。

2.3 登録機関の要求事項

- a) 認証機関が申請する認定機関は、製品認証（IAF 製品 MLA）のための IAF（国際認定フォーラム）の相互承認協定（MLA）プログラム、あるいは MLA（レベル 4 および 5）の GLOBALG.A.P.サブ範囲についての署名者であるものとします。さらに、認定機関は、GLOBALG.A.P.と了解覚書（MoU）に署名しているものとします。
- b) 認証機関に対して認定機関によって発行された認定文書は、次のことを明確に述べているものとします。
 - (i) 認定のサブ範囲の拡張および/または承認済みの修正チェックリスト
 - (ii) GLOBALG.A.P.の基準文書およびそのバージョン
 - (iii) オプション 1（該当する場合）への制限
 - (iv) 地域の制限（該当する場合）
- c) GLOBALG.A.P.の範囲（作物、家畜、または水産養殖）の最初の認定機関アセスメントは、それぞれの該当する範囲内で（1 つのサブ範囲の）少なくとも 1 回の実地確認によるアセスメントを必要とするものとします。

例：認証機関は、花卉および観賞用植物ならびに果物および野菜の認定を同時に申請します。認定機関は、果物および野菜検査だけを実地確認をして、両方のサブ範囲について認定を与えることができます。花卉および観賞用植物の検査では、4 年の期間後半に実地確認のためにサンプル抽出が行われるものとします。
- d) 認定機関が、範囲またはサブ範囲にかかわらず少なくとも 1 つの QMS 審査の実地確認によるアセスメントを完了している場合、認定機関は、オプション 2（オプション 1 QMS のあるマルチサイトの作業を含む）についてのみ認定を与えるものとします。

例：認証機関は、QMS を含む果物および野菜および水産養殖の認定を同時に申請します。認定機関は、果物および野菜の QMS 審査だけを実地確認することができます。ただし、オプション 2（オプション 1 QMS を伴うマルチサイトの作業を含む）の両方の範囲について認定を付与できます。
- e) 既に認定されている範囲内の新しいサブ範囲に対する認定の拡大には、少なくとも要員能力のアセスメントを含むものとします。ベンチマークにかけられたスキームおよび AMC は、（それぞれのサブ範囲にとって）同等なサブ範囲と見なされます。

例：認証機関が、果物および野菜、ならびに果物および野菜の認定について、ニュージーランド GAP に同時に申請します。認定機関は、1つの基準、あるいは両方の基準の検査を実地確認することを決定することができますが、それらの両方に対して認定を与えるものとします。これは、d)、e)、およびf)項にも適用されます。

- f) 認定機関は、サーベイランス・プログラムの間に、少なくとも4年間すべてのサブ範囲を実地確認するものとします。ただし、既定では、毎年すべての範囲/サブ範囲の組み合わせではありません。選択は考慮しなければならず、また優先度は認証機関のオプション2およびオプション1 QMSのあるマルチサイトの認証書に与えられるものとします。認定機関は、実地確認によるアセスメントの頻度の増加を正当化するものとします。

例：認証機関が、1つだけの単一サブ範囲を認定する場合（例えば、果物および野菜）、認定機関は（最初の認定後に）4年間に果物および野菜を1回だけ実地確認することができます。認証機関が果物および野菜および豚について認定される場合、認定機関は（最初の認定の後に）4年間に1回だけ2つの実地確認（果物および野菜および豚）を実施することができます。

- g) GLOBALG.A.P.は、認定機関のエクストラネットによる認定機関に関連する高潔性プログラムおよび苦情管理システムのすべての記録（認定機関に関連）への認定機関アクセスを提供します。認定機関は、認定機関のエクストラネットの内容を把握し、また次回の評価でこのことを考慮し、少なくとも毎年レビューするものとします。認定機関は、GLOBALG.A.P.によって行われる高潔性評価に対する参加を促されます。
- h) 要求に応じて、認定機関は、GLOBALG.A.P.に認定アセスメントの最新の結果および報告書を送付するものとします。この場合には、認証機関に通知されるものとします。
- i) 認定機関は、申請者である認証機関に適用する基準の範囲およびサブ範囲を含む、申請確認書を発行するものとします。

2.4 承認の終了

認証機関がライセンスおよび認証契約の終了を要求した場合には、以下の措置が取られるものとします。

- a) 認証機関は、GLOBALG.A.P.事務局に正式な終了要求を送付するものとする。
- b) 認証機関は、再認証が別の認証機関によって実施されなければならないことをすべての顧客に通知するものとする。
- c) 認証機関は、GLOBALG.A.P.のデータベース内のすべてのもの修正または更新する必要はない。製品が次のサイクルの間に再承認されない場合、現在の認証書が期限切れになると、新しい認証機関は生産者のGGNを受理し、再認証することができる。
- d) 指定した日付以降、認証機関はGLOBALG.A.P.のデータベース内で閉鎖されるものとし、また新しい顧客あるいは有効な認証書の再発行および延長をすることができない。
- e) 認証機関は、既存の認証書の変更、認証書の有効性の短縮、既存の生産者のアクセス権の変更、マスター・データの修正、苦情など、あらゆる変更のためにデータベース支援チームと連絡を取るものとします。
- f) 認証機関は、認定機関に通知するものとする。

- g) 最後の認証書が期限切れとなるまで、認証機関は GLOBALG.A.P.のウェブサイトに掲載されるものとする。コメントには、認証機関が生産者を契約/認証することができず、また、指定した日に GLOBALG.A.P.の承認を終了することが追加されるものとする。
- h) 認証機関のライセンス料が今年および/または翌年に適用される場合、それ以上のトレーニングが行われるかどうかは、GLOBALG.A.P.によって決定されるものとする。

3. 運用上の要求事項

3.1 一般要求事項

- a) 一般規則に記載されたすべての項目は承認され、すべての範囲、サブ範囲、および承認済みの修正チェックリストの GLOBALG.A.P.の認証のために認証機関の関連する運用文書に含まれており、また認定機関評価のために入手可能であるものとします。この承認済みの修正チェックリストの要求事項は関連するサブ範囲の要求事項の順守によって満たされます。
- b) 認証機関は、毎年認証ライセンスおよび認証書の料金を支払うものとします。
- c) 認証機関は、その GLOBALG.A.P.に登録された顧客に関連するすべての更新を連絡すること、同様に、基準文書の新しい GLOBALG.A.P.バージョンの最初の適用日および猶予期間について責任があります。
- d) GLOBALG.A.P.は、事前の通知および自己費用により、認証機関が実施する検査または審査に参加する資格があるものとします。
- e) 認証機関およびそれらの活動に関して GLOBALG.A.P.によって収集された高潔性プログラムおよび苦情管理システムの記録を含む情報は、認定評価を容易にするために、認定機関に認証機関エクストラネット上で提供されます。
- f) 認証機関は、GLOBALG.A.P.スキームの管理に関連する要員の変更（例えば、スキーム・マネージャー、組織内トレーナーなどの変更）、および独立した認証機関としての機能に影響を与える可能性があるすべての変更のうち、特に認定の撤回または企業変化について、GLOBALG.A.P.に通知するものとします。
- g) 認証機関は、認証機関または認証機関が契約した生産者に関連する苦情の管理において、GLOBALG.A.P.と積極的に協力するものとします。

3.2 トレーニングおよびスタッフの資格認定

- a) GLOBALG.A.P.事務局によって承認されたすべての認証機関は、「GLOBALG.A.P.スキーム・マネージャー」と呼ばれる 1 人の連絡窓口を任命するものとします。この者は、GLOBALG.A.P.事務局に対する認証機関の代表者となります。この者の要件は以下のとおりです。
 - (i) 英語に堪能であるものとします。
 - (ii) 承認されたサブ範囲の 1 つについて、少なくとも GLOBALG.A.P.の検査員（付則 III.1 の GLOBALG.A.P.の検査員のための要求事項を参照のこと）としての資格を持つものとします。
 - (iii) GLOBALG.A.P.事務局によって行なわれるあらゆる調和活動を援助することを約束するものとします。
 - (iv) 組織内で利用できるものとします。つまり、認証機関によって時々採用されず、また運用の一部および/または認証機関の経営意思決定プロセスである。

- (v) GLOBALG.A.P.事務局に書面による受領を必要とするすべての連絡について、要求される署名された受領を返却する責任を負うものとします。
 - (vi) GLOBALG.A.P.システム内のユーザーの連絡事項および管理に責任を負うものとします。
 - (vii) 連絡事項で求められるような GLOBALG.A.P.の運用に関する質問に返答するものとします。GLOBALG.A.P.スキーム・マネージャーがいない場合、代行者がこれらの責任を負うものとします。
 - (viii) GLOBALG.A.P.事務局から受け取ったすべての連絡事項は、すべての国々で GLOBALG.A.P.の活動に関与するすべての認証機関スタッフに配付されるものとします。
 - (ix) 年次スキーム・マネージャー（更新）会議に出席するものとします。これは認証機関の年間の作業です。スキーム・マネージャーがその年の途中で変わる場合、SMU 会議への出席はその同じ年に再度必要ではありません。スキーム・マネージャーが病気療養休暇（例えば、出産）中である場合、認証機関は能力のある別の GLOBALG.A.P.の代表者を送ることができます。
 - (x) スキーム・マネージャーは、組織内トレーナーと同じ人物でも差し支えありません。
- b) GLOBALG.A.P.の検査および審査を実施するために、認証機関は、GLOBALG.A.P.の要求事項（付則 III.1 および III.2 をそれぞれ参照のこと）を満たす検査員および審査員だけを雇用/契約するものとします。すべての検査員/審査員は、すべてのサブ範囲特有の要求事項を満たさなければなりません。（つまり、審査員 1 人または検査員 1 人の能力で完了することに対して、審査/検査に 2 人を送ることは許されません）
- c) 最終的に承認されたすべての認証機関には、サブ範囲およびバージョン（つまり、IFA バージョン 5）について特にトレーニングを受けた認証機関内トレーナーがいなければならず、登録された GLOBALG.A.P.審査員および検査員が付則 III.1 および付則 III.2 に定められた要求事項の順守を確実にする責任を負うものとします。この者の要件は以下のとおりです。
- (i) 関連するサブ範囲およびバージョンについての認証機関の組織内トレーナー・トレーニング試験に合格する必要があります。試験のいずれかに 2 回不合格となった場合、GLOBALG.A.P.の認証機関の組織内トレーニング・コースに再度参加し、試験に合格する必要があります。
 - (ii) 組織内にいるものとします。つまり、認証機関によって都度雇用されていないこと。その者は、スキーム・マネージャーと同じ人物であってもよく、また認証機関には、異なる基準またはサブ範囲を対象とする 2 人以上の組織内トレーナーがいても差し支えありません。
 - (iii) 少なくともそれぞれのサブ範囲のための検査員の資格要件の要求事項を順守するものとします。
 - (iv) すべての GLOBALG.A.P.の審査員および検査員は、（GLOBALG.A.P.に基づいて）すべてのトレーニングに責任を負うものとします。
 - (v) 人事異動の場合には、3 か月以内に必要なトレーニングを修了するものとします。これが実施不可能な場合、新任者は今後のコースを 3 か月以内に登録するものとします。
- d) 対面式の QMS 審査員トレーニングを含む、付則 III.2 に定められる審査員資格要件を順守している審査員だけが、QMS 審査（オプション 2 またはオプション 1 の QMS のあるマルチサイト）を実施することができます。利用可能な場合、QMS オンライン試験に合格した後、IFA バージョン 4 承認されたすべて審査員はバージョン 5 における QMS 審査の実施について自動的に再承認されます。認証高潔性プログラム（CIPRO）の結果が低い審査レベルを示した場合には、それぞれの審査員は QMS トレーニングを繰り返すものとします。

- e) すべての検査員および審査員は、公表後 3 か月以内に検査員/審査員の言語で入手可能であることを条件に、GLOBALG.A.P.のオンライン・テスト（更新試験を含む）を修了するものとします。組織内トレーナーは、プロセスの真偽および完全性を監視するものとします。新しい検査官は、契約する前に、関連するサブ範囲のオンライン・トレーニングを終了するものとします。検査員/審査員が 2 つ以上の認証機関のために働いている場合、それぞれのサブ範囲についてのオンライン・トレーニングおよび試験は 1 回だけ修了する必要があります。ただし、検査員/審査員は働いている各認証機関に登録されている必要があります。組織内トレーナーは、既に IHT 試験に合格したサブ範囲のオンライン試験に合格する必要はありません。
- f) GLOBALG.A.P.は、認証機関によって承認された検査員および審査員の資格の証拠を任意に求める権利を留保します。認証機関そのような証拠を提出することができず、および/または検査員ならびに審査員が資格要件を順守していない場合、GLOBALG.A.P.は、GLOBALG.A.P.のデータベースのその者たちを阻止し、関連する認定機関に通知する権利を留保します。
- g) 認証機関は、能力を検証するために、GLOBALG.A.P.の検査員/審査員のそれぞれについて、GLOBALG.A.P.の立ち合い評価および/または再検査を少なくとも 4 年に 1 回実施するものとします。
- h) 認証機関は、初回トレーニングおよび能力の維持についての要求事項を含む、検査員/審査員の資格のために定められた要求事項を検証し、記録し、監視するものとします。
- i) 認証機関は、検査員および審査員の継続的な校正およびトレーニングのための体制を整備しているものとします。認証機関は、審査員/審査員に毎年内部リフレッシュ/更新トレーニングを実施するものとします。
- j) 試験に合格した後に、GLOBALG.A.P.の準メンバーの認証機関の組織内トレーナーは、GLOBALG.A.P.が認定したパブリック・トレーナーになることができます。これには別々の申請が必要です。これらの組織内トレーナーは、この目的のために追加のトレーニング/試験に合格する必要はありません。トレーニングおよび公開されているトレーナーのリストは、GLOBALG.A.P.のウェブサイトに掲載されます。

3.3 GLOBALG.A.P.との認証機関の認証データ通信

- a) 目的は、「いつでも、瞬時に、世界中で知る」ことです。
 - (i) 現在のステータスおよびステータスの履歴
 - (ii) 認証済みの製品ごと
 - (iii) 面積/数量について
 - (iv) それぞれの固有の生産者（法人）ごと
 - (v) すべてのスキームおよびオプション（1 製品あたり）を含む
 - (vi) 市場参加者（オンライン検証ツール）による認証書の集中検証、および、
 - (vii) 審査/検査および順守の詳細
- b) したがって、GLOBALG.A.P.との認証機関データ通信は、次のことをするものとします。
 - (i) 認証機関は、認証判定を下したならば直ちに、製品のステータスが GLOBALG.A.P.のデータベースにおいて「認証済み」に更新される前に認証書が発行されないように確実にすること。
 - (ii) 制裁が発効されたならば直ちに、生産者のステータスが GLOBALG.A.P.のデータベースの関連するステータスが変更されなければならないということを確実にすること（制裁書の発行からデータベースの更新までの時間は、1 営業日を超えないものとします）。

- (iii) GLOBALG.A.P.のデータベース上の生産者のステータスが最新であることを保証するために、他のすべての生産者のステータスが完全に更新されるように確実にすること
- (iv) 各認証書の詳細と同様にすべての審査および検査詳細（抜き打ち検査および審査のものを含む）に関して、直ちに入手可能な情報が利用できるように確実にすること。

3.4 認証機関の独立性、公平性、機密性、および高潔性

- a) ISO/IEC 17065 に従って、GLOBALG.A.P.の認定を受けた認証機関は、利害の衝突を引き起こす可能性のある活動の分離を確実にすることを構造化するものとします。すべての認証機関の要員は、高いレベルの専門家としての高潔性をもって活動し、その判断に影響を与えるかも知れない、営利的、金銭的、あるいはその他の圧力から自由であるものとします。また評価活動中にいかなる物品あるいはサービスを宣伝することを禁止されています。
- b) **機密性:** 製品およびプロセスの詳細、評価報告書、および関連文書を含む、申請者である生産者に関連する情報は、（法律によって別途必要とされない限り）機密として扱うものとします。一般規則またはサブライセンスおよび認証契約において別途記載がない限り、申請者である生産者の事前の同意なしに第三者に対して情報を公開することはできません。

4. 生産者登録および受理

GLOBALG.A.P.の認証を与える手順は、認証機関の運用文書に明確に示されなければならないが、また GLOBALG.A.P.の一般規則に従うものとします。

4.1 一般事項

- a) 証明するすべての生産サイトは、GLOBALG.A.P.のデータベースに登録されるものとします。（利用可能な場合）
- b) 製品の範囲は、その製品が生産される場所に関連付けられます。登録されていない場所で生産された生産物は認証することができません。同様に、登録されていないが、登録された場所で栽培される生産物は認証することができません。
- c) 生産者または生産者グループだけが、GLOBALG.A.P.の認証のための生産プロセスを登録するために申請できます。
- d) 認証書およびサブライセンスは、製品が生産される生産サイト（該当する場合、梱包または取り扱い）について、および申告された製品について発行されます。
- e) 法律上の所有者（つまり、認証書に示される法人）だけが、GLOBALG.A.P.の認証書に関連する製品を市場に出すことができます。生産者グループのメンバーは法律上の認証書の保有者ではありません。したがって、生産者グループは、グループ認証書に関連するそれらの名前に基づいて製品を市場に出さないものとします。これらの名前に基づいて製品を市場に出さないものとします。認証書に関連することなく販売されるすべての製品は、グループ物質バランスシステムに記録されるものとします。

4.2 生産者の登録

- a) 認証機関および生産者は、通知の役務の条件に同意するものとします。それには、認証機関が GLOBALG.A.P.のデータベースから固有の GLOBALG.A.P.の番号 (GGN) を受け取った後 28 暦日以内に登録のための (最初の) 正式な申請の受領を確認するために、認証機関による言質を含むものとします。
- b) 各認証機関は、自身の詳細な料金体系を設定し、見込み客に対してそれを説明します。なお、関連する GLOBALG.A.P.の料金は明記すべきです。生産者/生産者グループに対する各認証機関送り状または各請求書に付随している文書は、GLOBALG.A.P.の登録料を明確に示されるものとします。
- c) 認証機関は、関連する GLOBALG.A.P.の検査および認証の料金の支払いが、認証書の発行を保証していないことを見込み客に対して説明するものとします。
- d) 事前に GGN を持っている生産者または生産者グループが登録を申請した場合、認証機関は、セクション 7 に定められた認証機関の間での移行のための GLOBALG.A.P.の手順によって行動するものとします。
- e) 生産者または生産者グループが新しい認証機関への変更を希望する場合、受け入れ側の認証機関は、すべての申請者のための最初のステップとして、それ以上のいかなる措置が取られる前に、ステータスを検証するために GLOBALG.A.P.のデータベース内の検索を実施するものとします。
- f) 生産者または生産者グループが 2 つ以上の認証機関のサービスを利用する場合、各認証機関はそれぞれの検査 (オプション 1) および QMS 審査 (オプション 1 QMS のあるマルチサイト、またはオプション 2) を独立して行うものとします。
 - (i) 認証機関のうちの 1 つが制裁を出す場合、生産者または生産者グループと活動しているすべての認証機関には、範囲、および、必要に応じて、すべての認証機関にわたって取られる措置の詳細に関して、互いに連絡を取る義務があります。
 - (ii) その法人と活動しているすべての認証機関に対する制裁の連絡は、生産者または生産者グループが引き受けなければならない義務です。ただし、関与している認証機関に対して GLOBALG.A.P.によって直接連絡することもできます。
 - (iii) 認証機関の間での連絡はすべての関連する詳細事項を含んでいなければならないが、出された制裁は有効でなければならず、また関連するすべての認証機関はこれを監視するものとします。
- g) 認証機関は、生産サイトまたは製品分野の変更、および生産者グループ内のメンバーの追加/除外など、承認された生産者のデータ更新の収集のための手順を定めて、実施するものとします。

4.2.1 登録データの要求事項

認証機関は、以下のことをするものとします。

- a) 登録中に、一般規則パート I、付則 I.2 登録情報で要求されるすべての情報を記録すること。
- b) 生産者グループの QMS によって承認され、生産者グループの内部登録簿に含まれるすべての生産者メンバーは、一般規則パート I: 付則 I.2 の要求事項に従って GLOBALG.A.P.のデータベースに個々に登録されなければならないということを確実にすること。なお、この情報は、常に最新に維持されるものとします。
- c) GLOBALG.A.P.のデータベース wiki (wiki.globalgap.org) に記載されているとおり、適宜更新された GLOBALG.A.P.のデータベースを維持すること。この情報は、変更がある時には常に更新されるものとします。それは、遅くとも、次の認証書のサイクルおよび/または再認証のための製品の再受理と同時に更新されるものとします。

4.2.2 データ・アクセスの規則

- a) 認証機関は、ウェブサイト上で入手可能なデータ・アクセス規則の文書について生産者または生産者グループに通知し、説明するものとします。
- b) データ・アクセス権は、認証機関への登録中に、生産者/生産者グループによって定められ、署名されるものとします。データ所有者は、データ・アクセス権のレベルの付与および決定について責任があります。ただし、データ所有者は、その他のユーザー（例えば、認証機関）にその責任を移譲することができます。
- c) **データ保護:** GLOBALG.A.P.システムのフレームワーク内では、システムに対する当事者（例えば、生産者、認証機関、GLOBALG.A.P.、市場参加者、一般の人々など）だけが、事前に定められたとおり、データを閲覧することを認められるものとします。さらに、生産者は、以前に生産者によって承認された取り引き相手に個人データを提示することができます。あるいは生産者はそうすることを第三者に指図することができます。この承認はオンラインでいつでも無効にすることができます。生産者の個人データへのさらなるアクセスは違法であり、ドイツ連邦データ保護法に従ってデータベースのオペレーターによって阻止されます。ウェブサイト（www.globalgap.org）上に公表されたデータ・アクセスの規則文書を参照のこと。
- d) GLOBALG.A.P.は、最低5年間そのデータベースに申請者/生産者の認証履歴を保管します。

5. 評価プロセス

5.1 オプション 1 生産者

5.1.1 一般規則パート I のセクション 5.1 を参照のこと。

5.2 事前通知検査

- (i) 認証機関は、事前通知検査をオフサイト・モジュールおよびオンサイト・モジュールの2つのモジュールに分割することができます。両方のモジュールは、同じ審査員/検査員によって行われなければなりません。
- (ii) オフサイト評価方法は、それを実行する前に認証機関によって検証されていなければならない、年1回のマネジメントレビューの一部であるものとします。
- (iii) オフサイト・モジュールの検査は、オンサイト・モジュールの2週間以内に行なわれるものとします。それは、オンサイト検査の前に、生産者によって認証機関に送付された文書の机レビューから成り立っています。認証機関は、評価されるオフサイトの文書を提出するために、生産者の最終期限としての日付を予定するものとします。その日付は、さらにオンサイト・アセスメントを行うための14日間の起点になります。
- (iv) 認証機関がオフサイトで評価できる文書には、以下のものが含まれます。自己アセスメント、食品安全方針の宣言、リスク・アセスメント、いくつかのCPCCの中で要求される手順、獣医衛生プラン、分析プログラム（頻度、パラメーター、場所）、分析報告書、ライセンス、使用される薬のリスト、使用される植物保護製品のリスト、試験所認定の証拠、外部委託される活動の認証書または検査報告書、ならびに植物保護製品/肥料/薬の適用記録。

- (v) 管理点オフサイトの評価は、特定の管理点のための十分なコメントを通して検査チェックリストに記録されるものとします。可能な場合、コメントは、すべての上位の義務およびすべての不順守、ならびに適用されない下位の義務の管理点に付記されるものとします。ただし、検査方法の指針において別途指示のない限り。
- (vi) 各検査のオフサイトおよびオンサイトのモジュールの日付、時間、および期間は、検査員によって記録され、被審査者によって署名されるものとします。
- (vii) サイト・モジュールは、情報および生産プロセスがオンサイトで稼働する方法を検証し、オフサイトで評価されなかったチェックリストの残っている内容を検査するために、生産者の文書のこの技術的なレビューの後に行われます。
- (viii) 不適合が全体のアセスメント・プロセス（オフサイトおよびオンサイトのモジュールともに）で見つかった場合には、それらを解決する期限までのカウントダウンはオンサイトの終了会議から開始されます。
- (ix) このシステムは検査期間全体（範囲特定規則における検査期間に関する要求事項を参照のこと）を短縮するものではありませんが、オンサイトでの時間のより効率的な使用を可能にします。オンサイト・モジュールの時間は、決して2時間よりも短くないものとします。

5.3 抜き打ち緩和プログラム

- (i) 抜き打ち緩和プログラムは、生産者が認定された少なくとも2年後に1回だけ利用できます。
- (ii) 抜き打ち検査では次のとおりです。認証機関は、意図した訪問に先立って生産者に通知することができます。この通知は、通常48時間（2営業日）を超えることはありません。生産者が提示された日付を受け入れることが不可能（医学的またはその他の正当な理由のために）である例外的な事例においては、生産者は、抜き打ち検査を通知される機会をさらに1回を得るものとします。最初の提示日付が承認されていない場合、生産者は書面による警告を受け取るものとします。生産者には、48時間の訪問通知が別途送付されます。訪問が正当と認められない理由のために行なうことができない場合、すべての製品の一時停止が出されます。また生産者のステータスは0年にリセットされます。

（一般規則パートIにある抜き打ち緩和プログラムの説明を参照のこと）

5.4 オプション2の生産者グループおよびオプション1のQMSのあるマルチサイト

5.4.1 オプション2の生産者グループおよびオプション1のマルチサイト（実施済みのQMSあり）の外部のQMS審査

- a) 評価プロセスは、基準の順守を評価し、認証を可能にするために、構成要素のサンプル抽出を含むものとします。パートIIに記載されているとおり、QMSの設定および管理に関連し適切であることがグループまたはマルチサイトの組織によって申告されたすべての文書、サイト、要員、および運用は評価されるものとします。
- b) 評価プロセスは、QMSおよび管理構造が基準を満たしていること、ならびに、生産者/生産サイトの内部の審査および検査がGLOBALG.A.P.スキームの要求事項を満たしていることについて、確認することを目的としています。

- c) 評価プロセスは 2 つの要素に分割されます。
 - (i) QMS の審査
 - (ii) 登録された生産者/生産サイトのサンプルの検査（一般規則パート I、5.2 項を参照のこと）
- d) 認証機関は、審査に先立って申請者の経営者に審査計画を送付するものとします。
- e) QMS 審査は、生産者グループまたはマルチサイト企業を中心となるオフィス/管理センター、ならびに中心となる作物の取り扱い施設/施設で行われるものとします。
- f) 一般規則パート II に含まれる要求事項の評価プロセスは、生産者グループ/マルチサイト企業の規模に応じて、少なくとも 6 時間から 8 時間を掛けるものとし、また以下のことを含むものとします。
 - (i) 経営者側との初回会議
 - (ii) すべての関連文書のレビュー
 - (iii) 記録の評価
 - (iv) 行われた内部監査および検査のレビュー
 - (v) 物質バランス演習のレビュー
 - (vi) 主要なスタッフとの話し合い/インタビュー
 - (vii) 特定された不適合および不順守のレビューを含む終了会議
- g) すべての内部検査員および審査員の評価は、初回の認定の前実施されるものとします。後続の審査では、認証機関は、新しい検査員および審査員の要件および資格を毎年再評価しなければなりません。なお、前期にチェックされたファイルを再評価することもできます。
- h) QMS 審査の一部として、内部監査と外部審査の結果を比較して、内部統制が適切かどうかを評価するものとします。
- i) QMS および生産者メンバー/生産サイトの最低限のサンプルの両方が評価された後のみ、最終的な報告および結果を完結することができます。

5.4.1.1 オフサイト・モジュール

- (i) 認証機関は、事前通知検査をオフサイト・モジュールおよびオンサイト・モジュールの 2 つのモジュールに分割することができます。両方のモジュールは、同じ審査員によって行われなければなりません。
- (ii) オフサイト評価方法は、それを実行する前に認証機関によって検証されるものとし、年 1 回のマネジメントレビューの一部であるものとします。
- (iii) オフサイト・モジュールの検査は、オンサイト・モジュールの 2 週間以内に行なわれるものとします。その検査は、審査の前に QMS によって認証機関に送付された文書の机レビューから成り立っています。認証機関は、評価されるオフサイトの文書を提出するために、QMS の最終期限日を予定するものとします。その日付において、オンサイト・アセスメントを行うための 14 日間の期間を考慮するものとします。
- (iv) 認証機関がオフサイトで評価できる文書には、次の事項が含まれます。内部監査、承認された生産者メンバー/生産サイト、食品安全方針の宣言、リスク・アセスメント、一般規則パート II において要求される手順、残留物監視システム（頻度、指標、サンプル抽出プログラム）、残留物分析報告

書、ライセンス、使用される葉のリスト、使用される植物保護製品のリスト、試験所認定の証拠および認証書または外部委託される活動の検査報告書の内部登録簿。

- (v) オフサイトでの QMS の要求事項の評価は、レビューされた証拠に関する十分なコメントを通して、QMS チェックリストに記録されるものとします。
- (vi) 各審査のオフサイトおよびオンサイトのモジュールの日付、時間、および検査期間は、審査員によって記録され、被審査者によって署名されるものとします。
- (vii) オンサイト・モジュールの検査は、情報およびオンサイトで機能する管理システムの管理方法を検証するために（例えば、内部検査、トレーサビリティ、隔離および物質バランス、中心となる製品取り扱い単位など）、ならびにオフサイトで評価されなかった QMS チェックリストの残っている内容を審査するために、QMS の文書の技術的なレビューの後に行なわれます。
- (viii) 不適合が全体のアセスメント・プロセス（オフサイトおよびオンサイト・モジュールともに）で見つかった場合には、それらを解決する期限までのカウントダウンはオンサイトの終了会議から開始されます。
- (ix) このシステムは審査期間全体（5.4.1 の f 項の審査期間に関する要求事項を参照のこと）を短縮するものではありませんが、オンサイトのより効率的な使用を可能にします。オンサイト・モジュールの時間は、決して 3 時間よりも短くないものとします。

5.4.2 生産者グループ・メンバーおよび/または生産サイトの外部検査

5.4.2.1 年次検査:

- a) 検査する生産者/サイトの QMS の最終的な選択および連絡は、通常、グループ/企業の体制に基づいて、またリスクに基づいたサンプル検査手順で定められた基準を使用して、QMS 審査（オフサイトおよびオンサイトのモジュールの両方）の後に実施されるものとします。通知は、通常、生産者あたり 48 時間（2 営業日）を超えないものとします。
- b) 認証機関は、正当な基準に基づいて、登録された生産者/生産サイトの総数の検証率を高めることができます。生産者のグループ/企業には、そのような決定に対して訴える権利があります。増加の理由は、以下のいずれかから生じる可能性があります。
 - (i) 重要な QMS および/または生産者メンバーの順守に影響する製品取り扱いの要求事項を順守することの不履行
 - (ii) 顧客の苦情、例えば、違法な農薬残留物の検出
 - (iii) 内部の監査/検査の報告書と認証機関の検査/審査の所見との間の著しい不一致
 - (iv) 不適合が構造的か否かを判断する必要性があり得ること
 - (v) 製品の数
- c) 生産者は、それぞれのサブ範囲内で、生産の種類によって分類されるものとします。これらには以下の例が含まれるかも知れませんが、これらに限定されません。
 - (i) 収容されている家畜
 - (ii) 野外の家畜または作物
 - (iii) 覆われている/保護された作物
 - (iv) 多年生作物

(v) 淡水での活動（水産養殖）

(vi) 海洋現場（水産養殖）

例 1a: 生産者（合計で 64 戸）のグループが乳製品のために GLOBALG.A.P.の検査を受けており、また、すべての生産が屋外の農地で行われている場合、すべての生産者（8）の平方根がサンプルサイズです。

例 1b: ただし、64 戸の生産者のグループ内の 16 戸が屋内で乳製品を生産している場合、生産グループには異なる生産の種類があるため、生産者（4）の小グループの平方根についても検査されます。48（64 - 16）の平方根および 16（4）の平方根は、 $7 + 4 = 11$ ということ、合計 11 戸の生産者が検査されるということの意味します。

例 2: 1 つのグループが、果物および野菜のサブ範囲の下での GLOBALG.A.P.認証のために合計で 96 戸の生産者を登録します。96 戸の生産者の内訳は以下のとおりです。

- 43 戸がリンゴを生産
- 10 戸が温室でリンゴおよびトマトを生産
- 5 戸が温室でリンゴおよびトマトを生産し、屋外の農地でトマトを生産
- 残りの生産者は、屋外の農地でニンジンを生産（38 戸の生産者）

以上をまとめると、以下のとおりです。

- 58 戸の生産者が多年生作物（リンゴ）を生産
- 15 戸の生産者が覆われた作物（温室内のトマト）を生産
- 48 戸の生産者が屋外の農地で作物（トマトおよびニンジン）を生産

したがって、サンプルは、以下のとおりです。

- $\sqrt{58}$ = リンゴを生産している生産者 8 戸
- $\sqrt{15}$ = 温室でトマトを生産している生産者 4 戸
- $\sqrt{48}$ = 屋外の農地で作物を生産している生産者 7 戸

検査中に、認証機関が、温室でリンゴおよびトマトを栽培し、屋外の農地でニンジンおよび/またはトマトを栽培している生産者を選択する場合、検査員は 3 つの異なる生産の種類を同時に対象としています。

d) 最小サンプルサイズは、サブ範囲および生産の種類あたりの登録された生産者の平方根です。小数点がある場合、平方根は次の整数に切り上げられます。選択された生産者/サイトのそれぞれの検査中に、すべての製品が検査されるものとします。

e) 生産者の選択は、リスク要因、新しい生産者、および無作為選択を考慮し、その数年を通して、生産者グループ/企業のすべての生産者のメンバー/サイトを対象とすることを目標とするものとします。特別の理由（より高いリスク、メンバーの特別なステータス、製品の数、前回の検査結果、マルチサイト・メンバーなど）がない限り、後続のアセスメントは、通常、前回のアセスメント中に既にサンプル抽出された生産者/サイトを含めないものとします。あるグループから別のグループに移る生産者は、認証機関によって選ばれた生産者のサンプルに含まれている可能性が高くなります。

例 1: 申請者には 4 か所の登録済みの生産サイトがあり、また認証機関は QMS 審査の後に、サンプルとして平方根を設定します。したがって、2 か所のサイト（ $\sqrt{4}$ ）が、この初回検査で検査されるものとします。

例 2: グループには合計で 64 戸の生産者がいて、48 戸は牛および羊のサブ範囲のために認証を取得しようとしており、25 戸は家禽のサブ範囲のために認証を取得しようとしており、また 9 戸は果物および野菜の

サブ範囲のために認証を取得しようとしています。各サブ範囲を含む最小サンプルサイズは、 $\sqrt{48} + \sqrt{25} + \sqrt{9} = 7 + 5 + 3 = 15$ になります。認証機関によって外部的に検査されるべき生産者は 15 戸です。

- f) サンプルの中から選ばれた生産者の検査範囲は完全であるものとします。これは、以下の事項を対象とするものとします。
- 栽培の認証のために登録されたすべての製品
 - すべての生産の種類（「d」項を参照のこと）
 - 登録されているすべてのサブ範囲

2 つ以上の生産の種類またはサブ範囲が評価されるメンバー/サイトで実施される検査は、サブ範囲または生産の種類ごとに 1 つの検査として計上されます。

例 1: 複数生産の種類:

1 つの生産者グループには、53 戸のトマト生産者がいます。28 戸は温室だけで栽培し、17 戸は屋外だけで栽培し、8 戸は温室および屋外の両方で栽培します。

サンプルの最小サイズは、以下のとおりです。

- 屋外の場合: $17 + 8 = 25 \Rightarrow \sqrt{25} = 5$
- 覆いがある場合: $28 + 8 = 36 \Rightarrow \sqrt{36} = 6$

このシナリオでは、生産の種類各グループについて、1 メンバーに関して実施されるすべての検査を数えるため、彼ら全員が温室および屋外の両方で栽培する生産者のグループに属している場合には、検査する生産者の最低数は 6 戸です。

重要: f) 項で説明した検査のための栽培者の選択基準は、常に考慮されるものとします。

- g) メンバーが QMS を運用する場合には、グループには QMS が 1 つだけであるため、その QMS はグループの中央の QMS と統合されるものとします。

例: 25 戸のメンバーのグループでは、1 戸のメンバーが多数のサイト (4) のメンバーとして分類される場合、認証機関は 5 戸のメンバー (25 の平方根) を検査するものとします。マルチサイト・メンバーが 5 戸のメンバーのうち 1 戸に選ばれる場合、そのサイトのうちの 2 戸 (4 の平方根) が検査されます。そのグループについて、合計で 6 か所のサイトが検査されます。

5.4.2.2 オプション2および/またはオプション1マルチサイト内の生産サイトの生産者のためのサーベイランス検査:

- a) 毎年検査およびサーベイランス検査は、互いに最低 30 日離れていなければいけない 2 回の別々の訪問中に実施されるものとします。
- b) 検査する生産者/サイトの QMS の最終的な選択および連絡は、通常、生産者あたり 48 時間 (2 営業日) を超えないものとします。

5.5 抜き打ち検査 (オプション 1 のみ) および審査 (QMS のみ)

- a) 10% の選択は、総数を考慮するだけでなく、リスク評価、ならびに地理、法令 (数か所の管轄区域が認証機関によって対象とされる場合)、作物の種類、順守履歴などの要因の考慮にも基づいて、計算され、実施されるものとします。

- b) 10%は暦年で計算されるものとします。1年あたりの抜き打ち検査および審査の数は、前年に、QMSが含まれずに発行された認証書、およびQMSが含まれて発行された証明書のそれぞれ10%を反映するものとします。
- c) 10%は、認証機関が認証書の保有者を有している国々に分配されなければならないが、また、それは各国の代表であるものとします。
- d) 10%の計算は範囲ごとに行なわれるものとします。
- e) 範囲あたり最低1年に1回の審査または審査があるものとします。つまり、認証機関に10戸以上のオプション1の認証済みの生産者がいる場合、少なくとも1戸の生産者が検査されなければならないが、および/または認証機関に10戸以下のオプション2の認証書の保有者がいる場合、少なくとも1戸は毎年審査されるものとします。
- f) オプション2の認証済みの生産者グループが1つだけの認証機関は、少なくとも2年ごとに抜き打ちQMS審査を実施するものとします。
- g) プログラム・アセスメントは、1年あたりの抜き打ちの検査または審査の数に加算することができます。認証機関は、認証高潔性プログラム・アセスメントで見つかった不適合のフォローアップを実施するものとします。
- h) 毎年の定期検査/審査および抜き打ち検査/審査は、互いに最低30日離れていなければいけない2回の別々の訪問中に実施されるものとします。

5.6 製品取り扱い単位の検査（オプション2およびオプション1のQMSのあるマルチサイト）

- a) 認証機関は、GLOBALG.A.P.が提供するQMSおよび製品取り扱いチェックリストの組み合わせを使用して、中心となる製品取り扱い単位（つまり、生産者グループ・メンバー/生産サイトあたり1つ未満の製品取り扱い単位）を検査するものとします。ただし、水産養殖では、製品取り扱い単位のサンプル抽出は**不可能**です。
- b) 製品の取り扱いが中央で行われないが、各生産者メンバーの生産サイトで行われる場合、この要因は検査されるべき生産者のサンプルを決定する際に考慮されるものとします。この場合には、認証機関は、検査を受けた生産者ごとに所定のIFAチェックリストを使用するものとします。
- c) 内部検査の場合、すべての製品取り扱い単位が検査されるものとします。

5.7 承認済みの修正チェックリスト（AMC）/同等な制度の外部検査および審査

- a) **ベンチマーキング:** ベンチマーキングを申請するスキームは、内容およびパフォーマンス基準をGLOBALG.A.P.と比較することによって、同等性について評価されます。より詳細については、ベンチマーキング規制を参照のこと。
- b) **スキーム規則:** AMC（承認済みの修正チェックリスト）の場合、GLOBALG.A.P.の一般規則が適用されます。同等な制度については、対応する制度の一般規則を参照のこと。
- c) **ベンチマークの検証:** 個別生産者/生産者グループは、一旦認証を受けると認証書の保有者になります。認証を有効にするために、すべての法人はGLOBALG.A.P.のデータベースに登録されるものとします。

- d) **GLOBALG.A.P.認定済みの認証機関:** 完全にベンチマークされた基準内で実施されるすべての認証は、GLOBALG.A.P.または対応するスキーム所有者によって承認された認証機関によって実施されるものとします。
- e) **頻度:** 申請者スキームは、オプション 1 のための規則に従って生産者の、またオプション 2 のための規則に従って、QMSのある生産者グループ/マルチサイトの検証を確実にするものとします。

6. 認証プロセス

6.1 一般事項

- a) 認証判定を下す人または認証機関の認定委員会の少なくとも 1 人のメンバーは、認証書が発行される範囲について付則 III.2 に定められている審査員資格を順守するものとします。認証判定がオプション 1 と関連がありかつ QMS を含まない場合には、認証機関は、依然として監査員の資格を順守している認証判定委員会のメンバー 1 人を有する必要があります。この者は、対面式の QMS 審査員トレーニングに参加し合格するか、あるいはマネジメント・システム審査において 10 日の経験を有する必要はありません。
- b) 各認証機関は、保存された情報について責任を負うものとします。: GLOBALGAP の手順または GLOBALGAP の顧客に関連する文書は、要求に応じて、認定機関および GLOBALGAP に対して利用可能となっているものとします。
- c) オプション 1 の QMS のないマルチサイトの場合には、登録された製品が生産されるすべての生産サイトは、認証書が発行される前に検査されるものとします。（そうでなければ、それは並行生産です） オプション 1 の QMS のあるマルチサイトの場合には、新しいサイトを追加するための規則が、「パート II、1.11 追加の生産者または生産サイトの認証書への登録」に説明されています。
- d) 完全な評価プロセスの完了において、行われた評価活動（検査日、検査されたサイトおよび施設、および検査/審査の期間）を要約し、客観的な証拠、および生産者または生産者グループが基準の要求事項にどのように順守しているかについての情報を提供し、また該当する場合、あらゆる不適合および/または識別された不適合が記載された書面による完全な報告書が作成されます。
- e) 検査および審査の両方について、生産者/生産者グループの代表者は、最終的な会議において報告書（少なくとも管理点の異なるレベルについての順守の%による結果、所見および期間のリストを含む）に署名しなければなりません。
- f) 順守は、「はい」（順守の場合）、「いいえ」（不順守の場合）、および「該当なし」（該当なしの場合）によって示されます。「該当なしはない」として示される管理点は、「該当なし」として回答することができません。管理点が適用されない例外の場合には、答えは明確な正当性をもって「はい」とするものとします。
- g) チェックリスト（入手可能な場合、検査方法の指針）において別途指示のない限り、コメントは、事後に審査証拠をレビューできるようにするために記録されなければならない、また検査中にチェックされた証拠の詳細を含むものとします。すべての外部の検査/審査（認証機関による）および内部の検査/審査において検査された/審査された、すべての不順守および該当しない下位の義務の管理点と同様に、すべての不順守および該当しない上位の義務および QMS の管理点にもコメントを提示することを義務付けられています。自己アセスメント（オプション 1）の場合、すべての不順守および適用されない管理点および順守基準につ

いて、コメントを提示することは義務です。サンプル抽出された文書およびインタビューされた作業員などのコメントおよび証拠は、サイトおよび製品に特有のものでなければならず、また、すべての管理点は、該当するサイトおよび製品のために適切に評価されたことを確実にするために、チェックリストに含まれているものとします。

- h) QMS のある生産者グループおよびマルチサイト生産者の場合、評価報告書の書式は QMS チェックリスト (www.globalgap.org において入手可能) に基づくものとします。評価報告書は、グループに対する認証書の付与に関する決定の基礎を形作るものであるものとします。
- i) 報告書のコピーは、申請者が書面による承認を与える場合、適用される国内法令に従って、ならびに認定機関および認証機関に要求された際には、監督官庁を除き、その他の関係者に提供されるものとします。

6.2 検査期間

- a) 検査報告は、検査期間の記録を含むものとします。
- b) 十分な検査期間は、審査員/検査員が農場経営者（範囲などを再確認）との初回会議を開催すること、該当する管理点をすべて検査すること、検査範囲のすべての製品を検査すること、すべての生産、保管、加工、およびその他の重要な場所（例えば、給水源）を訪問すること、使用された機械類を検査すること、要員をインタビューすること、記録を評価すること、十分なコメント含むチェックリストを完成し、検査が終了した直後に生産者に結果を提示することを可能にするものとします。
- c) 追加の要求事項および最短検査期間に関する指針およびガイダンスは、それぞれの範囲特定規則に記載されています。

6.2.1 抜き打ち検査 (QMS のないオプション 1) :

抜き打ち検査 (オプション 1) の期間は、2 時間より短くないものとします。

6.3 生産者の不適合および制裁

一般規則パート I も参照のこと。

- a) すべての訂正および是正措置が評価されるものとします。取られた措置および提供された証拠が不適合を解決するために十分であるかどうかを示すために提示された説明を含みます。
- b) 不適合の解決の証拠は、証拠書類の形態および/または証拠写真で適切に提示することができます。証拠はファイルに綴じられるものとし、また要求に応じて GLOBALG.A.P. に対して利用可能になっているものとします。
- c) さらなるサイト訪問によってのみ、不適合の解決の実証を確認することができる場合がある可能性があります。このことが必要な場合、費用が発生する可能性があります。
- d) QMS のすべての不適合は、認証書が発行される前に解決されるものとします。
- e) グループまたは企業に対して認証書が発行される前に、生産者および/または生産サイト・レベルに関する承認レベルを達成するための申し分のない是正措置が完了されているものとします。
- f) 制裁の解除: 制裁はサイクルによって終了せずに、不適合が解決するまでの期間 GGN とともに残り続けます。

6.3.1 未解決の不適合

「未解決の不適合」のステータスは、生産者グループ・メンバーの製品に与えることができません。

6.4 紙の認定書の要求事項

- a) 肯定的な認証判定の後、認証機関は GLOBALG.A.P.の認証書のテンプレートの最新バージョンに従って認証書を発行するものとします。
- b) 紙の認証書は、その時点で、固有の GGN のための GLOBALG.A.P.のデータベース内の入手可能な情報に基づいてのみ、発行することができます。
- c) 認証書に関連するすべての生産者、生産サイト、および PHU のリストは、認証書にいう付則で発行されるものとします。認証機関は、このリストを最新に維持するものとします。
- d) それが認証書でないことが明らかで、それが次の文面を含んでいる限り、GLOBALG.A.P.の認証機関またはそれらの外部委託された関係者は、生産者のステータスに関連する認証書（登録済み、審査済みなど）以外の連絡をすることができます。この生産者の実際の GLOBALG.A.P.のステータスは、以下の所に常に表示されます。: www.globalgap.org/search

7. 認証機関間での移行

- a) ここでは、GLOBALG.A.P.のデータベースに見られる生産者が元の GLOBALG.A.P.に認定済みの認証機関[以下、「送り出し側の認証機関」という]から別の GLOBALG.A.P.に認定済みの認証機関[以下、「受け入れ側の認証機関」という]に変更する場合の手続きの方法について説明します。その目的は、1 つの認証機関によって発行された GLOBALG.A.P.の認証書の高潔性の維持を保証し、GLOBALG.A.P.の認証機関との契約を結ぶ際に、生産者の履歴がレビュー・プロセスにおいて取り扱われることを確実にすることにあります。
- b) これらのことは、手順または措置を実施することができる GLOBALGAP の認証機関と連携している認証機関との間での GLOBALGAP のデータベース（また該当する場合、それらの対応する認証書）にある生産者の移行のための最低限の要求事項であり、認証機関を選ぶ生産者または生産者グループの生産者の自由が不当にまたは不公平に束縛されない限り、この文書に含まれているものよりも厳格なものです。
- c) データベースに登録された生産者および生産者グループだけが、認証機関を変更することができます。すべての生産者は、新しい認証機関に移る前に、いかなる未解決の制裁を最初に解決するものとします。制裁された生産者が認証機関を変更したいと考え、また認証サイクルが既に期限切れだった場合には、例外として、送り出し側の認証機関は、是正措置の証拠を受け取りなしに、期限切れの認証書の不適合を解除することができます。ただし、この場合、送り出し側の認証機関は、受け入れ側の認証機関が不適合の原因に完全に認識していることを確実にするものとします。
- d) 受け入れ側の認証機関は、移行された生産者または生産者グループの既存の GGN を維持するものとします。二重登録は認められていません。（つまり、同じ生産者または生産者グループが 2 つ以上の認証機関に加入しても、1 つの生産者または生産者グループには 1 つの GGN だけしかあません）
- e) 受け入れ側の認証機関は、移行を受け入れる前に生産者/生産者グループとのサブライセンスおよび認証契約を締結することを含む登録プロセスを終了するものとします。認証機関間の生産者の移行は、生産者

または生産者グループの認証書が期限切れの場合、さらに生産者と送り出し側の認証機関との間の拘束力のあるサービス契約がない場合に行うことができます。

- f) 生産者または生産者グループは、別の認証機関（「受け入れ側の認証機関」）に次のサイクルのための認証を申請するものとします。
- g) 送り出し側の認証機関は、発行された認証書の有効期間を短縮することができます。
- h) 受領日（サブライセンスおよび認証契約の署名）および審査日が、送り出し側の認証機関の認証書有効期限の後である場合、生産者には有効な認証書がない期間があります。



- i) ただし、受領日（サブライセンスおよび認証契約の署名）、あるいは審査日が送り出し側の認証機関の認証書の有効日より前である場合、認証書の有効期限が切れると直ちに、認証判定は認証書を有効とすることだけができます。この場合には、以前と同じように、生産者の認証サイクルは同じであり続けます。
- j) 送り出し側の認証機関は、その認証書が期限切れになるまで責任を負い続けます。生産者は、送り出し側の認証機関と契約している間、受け入れ側の認証機関とサブライセンス契約および認証契約を結ぶことができます。送り出し側の認証機関が生産者の GLOBALG.A.P.のデータベースにおいて GGN を解除した時のみ、サブライセンス契約および認証契約は受け入れ側の認証機関にとって拘束力があります。
- k) 送り出し側の認証機関によって発行された認証書の有効期間中に、受け入れ側の認証機関が 28 日を過ぎても未解決の不適合を検知した場合、受け入れ側の認証機関は、適切なフォローアップ措置を取ることができるように、検出された不適合に関して送り出し側の認証機関に通知するものとします。



注記 1: 送り出し側の認証機関の認証書が期限切れとなった後に、認証判定が行われる場合、受領日および審査日が有効期限の前であったとしても、生産者が有効な認証書を持っていない期間があります。

注記 2: 移行の場合には、データベース内の製品の登録が検査の前に終了しない可能性があり、また認証判定が 28 日以内に行われない可能性があります。

8. 認証機関の制裁

8.1 一般規則

- a) GLOBALG.A.P.理事会は、ここに記載された制裁の種類およびレベルを定めます。
- b) GLOBALG.A.P.事務局または高潔性サーベイランス委員会（ISC：以下を参照のこと）によって提案された制裁に対する訴えは、制裁通知の受領後 5 稼働日以内に受理されるものとします。ISC または GLOBALG.A.P.事務局は訴えを評価します。ISC によって再確認された制裁に対する 2 回目の訴えは、ライセンスおよび認証契約、ならびに同等な認証システム所有者協定（ECSO）に記載されている仲裁手続きに従います。
- c) GLOBALG.A.P.は高潔性サーベイランス委員会（ISC）を設立しており、個別に取り組む方法に基づいて、この文書において概説されるとおり制裁に関して判断します。
- d) ISC は、以下のメンバーによって構成されます。
 - (i) 永久メンバー3人および代替メンバー2人
 - (ii) ISC の会議に参加することができる GLOBALG.A.P.事務局の代表者 1人
 - (iii) 独立したオブザーバーとして参加することができる認定機関の代表者 1人
 - (iv) 参加することはできるが議決権を持たない公共部門のオブザーバー1人
 - (v) ISC によって招待された関連する同等な制度の所有者の代表者 1人
- e) ISC は、以下のいずれかの措置を取ることができます。
 - (i) この文書の 9.3 の箇所で定義されている制裁を講じること。
 - (ii) 認証機関の追加の/特別な高潔性アセスメントを要求すること。
 - (iii) 制裁を受けた認証機関がアセスメントまたは再アセスメントの訪問の費用を支払わなければならないことを決定すること。すべてのアセスメントの訪問および必要な移動時間の料金は、旅費を含み 1 日あたり 1000 ユーロです。アセスメントの訪問が 3 日を超えて予定される場合、ISC の承認を得るものとします。
 - (iv) 罰金を科すこと。
 - (v) 特定の事例の調査および制裁プロセスに直接関連する費用を払い戻すことを認証機関に要求すること。なお、GLOBALG.A.P.事務局には、費用の額の立証責任があります。
 - (vi) 当該認証機関との契約を取り消すように GLOBALG.A.P.事務局に助言すること。
 - (vii) GLOBALG.A.P.の規定に従って行っていない特定の検査員/審査員は、GLOBALG.A.P.事務局の代表者の前でオンライン試験を再度受けるために要求すること。認証機関は、追加の試験料およびその他の経費を負担するものとします。
 - (viii) 特定の検査員/審査員が GLOBALG.A.P.の承認されたトレーニング・コースへの参加を要求すること。認証機関は、参加料、受験料、およびその他の経費を負担するものとします。
 - (ix) ISC は、1 つ以上の高潔性アセスメントの結果に基づいて、認証機関の検査員/審査員を直接に一時停止すること、また GLOBALG.A.P.のシステムのいかなる検査/審査も実施することを禁止することができます。

- f) 既定では、制裁は認証機関全体に適用可能です。ISCは、制裁を、範囲およびサブ範囲のレベル、あるいは地域だけに限定することができます。
- g) 制裁のステップ 1 から 5（以下のセクション 9.3 を参照のこと）は必ずしも連続しません。（例えば、不完全なデータベースの入力のために最初の警告を受けた後に、レッド・カードを受け取るために、認証高潔性プログラムの結果で、直ちにステップ 4 に飛ぶことは認証機関にとって可能です。
- h) 制裁は、関連する認定機関および同等の認定システム所有者（ECISO）または承認済みの修正チェックリスト（AMC）の所有者に適用する場合に連絡されます。
- i) 認定機関による認証機関の一時停止、あるいはその他の状況のためにその認定を失っている認証機関の場合には、認証機関は新しい認証書を発行することを認められていません。ISCの決定には、認証機関によって発行された既存の認証書が依然として有効かどうか、またレッド・カードを出すことを検討しなければならないかどうかを判断するために、一時停止の理由を考慮するものとします。
- j) ECISO は、GLOBALG.A.P.によって既に開始されている認証を超える追加の高潔性アセスメントの実施をGLOBALG.A.P.に依頼することができます。GLOBALG.A.P.は、これらの追加アセスメントのための別途料金を請求することができます。

8.2 不適合の種類

2 種類の不適合が、認証機関の制裁に結びつく可能性があります。

8.2.1 契約上の不適合

認証機関が GLOBALG.A.P.と結んだ契約を順守していない場合、契約上の不適合があります。これらには以下のことが含まれますが、これらに限定されません。

- a) GLOBALG.A.P.の認証およびロゴの使用に関する誤解も招くか、または誤った連絡
- b) GLOBALG.A.P.事務局によって定められた期間の後に、ライセンスおよび認証契約、ならびにあらゆる改正に署名することへの拒否
- c) GLOBALG.A.P.の料金（例えば、認証機関のライセンス料、トレーニング料、認証ライセンス料、生産者の登録料）のうちのいずれかの支払いを怠ること
- d) 認証機関の承認中に、定められた期間内に認定の証拠を提出しないこと
- e) 確認された不正行為
- f) 認定の喪失（認定機関の決定に基づく）

8.2.2 基準または一般規則の不適合

- a) 一般規則または基準の不適合は、身近には認証機関が一般規則に定められている規則を順守していないか、または GLOBALG.A.P.の規則に従った管理点および順守基準を理解していない場合があります。そのような不適合の例には、以下のことが含まれていますが、これらに限定されません。
 - (i) 毎年義務付けられている認証機関のトレーニングに参加しない。
 - (ii) オンライン・トレーニングの要求事項に従っていない
 - (iii) 認証データの不完全なアップロードまたはアップロードの遅延
 - (iv) 信頼性の低い登録および審査データ

- (v) GLOBALG.A.P.の公式の連絡事項、および/または苦情に対する応答がない
 - (vi) 確認された不正行為
 - (vii) 許容、および GLOBALG.A.P.事務局に連絡されている限り、承認された国内技術作業グループの指針は適用されない
 - (viii) 利害の衝突（例えば、コンサルタント業務および認証）
 - (ix) 生産者の制裁の遅延または不適用
 - (x) 不適切な内部トレーニング
 - (xi) 外部検査の範囲の不順守
 - (xii) 認証機関運用上の要求事項および最終期限に従わない。例えば、是正措置への対応または認証書の発行遅延
- b) GLOBALG.A.P.事務局、関連する認定機関、および GLOBALG.A.P. ISC は、これらの種類の不適合に責任を負うものとします。

9. 商標高潔性プログラム - BIPRO

高潔性プログラムは次のとおり2つの柱から成り立っています。

- a) 商標高潔性プログラム - BIPRO（例えば、契約上の問題、データベース、ロゴの使用、管理上の要求事項、苦情管理など）
- b) 認証高潔性プログラム - CIPRO（例えば、検査、審査、または認証機関の認証成績など）
- c) 制裁手順は文書の最後にあるフローチャートに図解されています。

9.1 商標高潔性プログラム

以下の不適合は商標高潔性プログラムに該当します。

- a) 8.2に定義される不適合。ISCは、認証機関を直ちに判定することを要求される可能性があります、例えば、8.2.2a (vi) 確認された不正行為。
- b) セクション9.3 制裁ステップに定められているGLOBALG.A.P.のデータベースにおいて、繰り返されている不完全または不足した登録。
- c) 認証機関によって受領された、GLOBALG.A.P.事務局によって2回目の書面による警告の後3か月以内に清算されていない請求書のいかなる未払いも、レッド・カードをもたらし、また最終的に契約取り消しのステップ5に至ります。
- d) データベースの入力および/または発行された認証書における不完全さ、または間違い。
- e) データベースの入力から派生する制裁レベルは、認証機関が、最近の制裁またはサーベイランスプロセスの開始の後12か月以内にしきい値（9.4項を参照のこと）を越えていない場合には、再設定（取り消し）されます。

9.2 認証高潔性プログラム

認証高潔性プログラムはリスクに基づいており、また以下の2種類のアセスメントから成り立っています。

- a) 認証機関の認証成績をチェックするためのオフィス・アセスメント。

- b) 認証機関検査および審査成績をチェックするための生産者アセスメントまたは実地確認による認証機関アセスメント。

9.2.1 アセスメント結果の評価および等級

- a) アセスメントは、それぞれ認証高潔性プログラム・アセスメント報告書に文書化されます。評価された各サイト（生産者、生産者グループ、あるいは認証機関のオフィス）の代表者は、アセスメント報告書に署名するものとします。
- b) 各認証高潔性プログラム報告書は、認定機関、認証機関、また該当する場合、ECSO/AMCOに送付されます。認定機関は、入力情報として報告書をそれらの次回の評価に使用することを奨励されています。認証機関およびECSO/AMCOは、管理のフィードバックとしてこれらの報告書をそれらの継続的改善プロセスに使用するものとします。
- c) 特級付けされた1つ以上の認証高潔性プログラム・アセスメント報告書からの証拠、および前回のアセスメントの改善を認証機関が実証できないことについては、ISCに対する認証機関の全体的な成績の等級を提示するためのGLOBALG.A.P.にとっての根拠となります。認証機関は、提示された成績の等級に関して通知され、また通知後14日以内に書面による申し立ての中で返答する機会を与えられるものとします。関連するAB、および該当する場合ECSO / AMCOは、GLOBALG.A.P.によって通知されるものとします。
- d) ISCの意思決定は、以下のすべての事項に基づきます。
- (i) 以前のすべてのアセスメントを考慮している GLOBALG.A.P.事務局によって提示された個々のアセスメント報告書
 - (ii) GLOBALG.A.P.によって提示された成績等級
 - (iii) 認証機関の書面による声明（意見）
- e) ISCに提出されるアセスメント報告書は匿名であり、また含まれている認証機関の名前は開示されないものとします。
- f) GLOBALGAP事務局は、フォローアップ対策の要約を要求することがありますが、必ずしも各事例に関しては正措置計画を要求するものではありません。
- g) 認証機関代表者が存在し、アセスメント所見を受理した場合には、高潔性の審査員は、10%の規則に基づいた抜き打ち検査/審査として、認証機関がこの高潔性アセスメントを計上可能と判断することができます。
- h) 認証機関は、高潔性アセスメントの所見および生産者の認証要件の順守を確実にすることのフォローアップを期待されています。

9.2.1.1 等級

等級#1

(i) 定義

認証機関の全体的な能力を問題とするような許容できない成績：GLOBALG.A.P.または同等な基準の規則の重大な違反が観察される。これらには次の事項の客観的な証拠を含んでいますが、それらには制限されません。

- GLOBALG.A.P.または同等な基準の規則について、故意および/または繰り返される無視または不注意

- GLOBALG.A.P.または同等な基準のライセンスの誤用
- 検査/審査プロセスにおける1つ以上の重大な技術的手違い
- 検査/審査プロセスにおける多くの軽微な技術的手違い
- 検証された不正行為

(ii) 手順

- a) さらなるアセスメントは、単独で発生した出来事か、あるいは作業の一般的な方法だったかどうかを調査するために計画することができます。ただし、1回の単一のアセスメントが等級#1という結果となることもあります。
- b) 認証機関はISCに直ちに送致され、農場および認証機関のレベルに関する訂正/是正の措置を直ちに実施します。
- c) 認証機関は、GLOBALG.A.P.事務局に対して、また該当する場合、ECSO/AMCOに直ちに報告します。

等級#2

(i) 定義

- a) 非常に悪い成績。以下のとおり非常に深刻であり、直ちに認証機関による改善対策を要することを意味します。多くのアセスメントにおいて重大な疑念および懸念が生じている。
- b) 故意に間違った管理は疑われるが、不正行為の客観的な証拠は見つからなかった。実際の（つまり、潜在的なだけでなく実際に存在する）食品安全危険は、検査/審査中に特定されていなかった。

(ii) 手順

- a) 認証機関は、農場レベルにおける訂正/是正措置を直ちに検証するものとします。
- b) 新しいアセスメント（再アセスメント）には、最高10か月以内の是正対策の有効性を検証する予定があるものとします。
- c) 認証機関はISCに送致されます。
- d) 認証機関は、潜在的な食品安全リスクが認証機関によって特定されていない場合、いずれにせよ直ちにISCに提示されるものとします。

等級#3

(i) 定義

不十分な成績。成績を改善し、改善対策を実施することを認証機関に要求するもの。多くのアセスメントの結果においていくつかの懸念が生じています。

(ii) 手順

- a) 新しいアセスメント（再アセスメント）には、最高15か月以内の是正対策の有効性を検証する予定があるものとします。
- b) 改善が見られない場合、認証機関はISCに提示されるものとします。

等級#4

認証機関の成績は良好であり、許容できます。組織的で重大な不適合は見つからなかった。認証機関は良

好な成績を示しています。特定の再アセスメントは予定されていませんが、認証機関は、無作為サーベイランス・プログラムの一部であり、さらに高潔性アセスメントを受けることができます。

等級#5

認証機関は、この者GLOBALG.A.P.の要求事項の高いレベルでの実施を示していました。低い優先度が後続のアセスメントの予定を立てることに与えられます。ただし、認証機関は無作為サーベイランス・プログラムの一部として残し、さらに高潔性アセスメントを受けることができます。

9.3 認証機関のための制裁ステップ

- a) 表9.3に定められている制裁は、規則に違反し、不適合（8.2.2に類似）が見られたすべての認証機関に適用されなければなりません。
- b) 罰則は、不適合の深刻さ、または不適合の再発に依存するものとします。
- c) GLOBALG.A.P.およびそれぞれの認定機関、および同等な基準の所有者は、ISCとともに緊密に協力するものとします。

表 9.3 認証機関の不適合についての制裁ステップ

	制裁のステップ	意思決定者
ステップ 1	1 回目の警告	GLOBALG.A.P.事務局および/または高潔性サーベイランス委員会 (認定機関への情報)
ステップ 2	2 回目の警告	GLOBALG.A.P.事務局および/または高潔性サーベイランス委員会 (認定機関への情報)
ステップ 3	イエロー・カード	高潔性サーベイランス委員会 (認定機関への情報、および GLOBALG.A.P.のウェブサイトで公表された情報)
ステップ 4	レッド・カード	高潔性サーベイランス委員会 (認定機関への情報、および GLOBALG.A.P.のウェブサイトで公表された情報。認証機関は、1 か月から 6 か月間新しい認証書を（再）発行することを認められていません)
ステップ 5	契約取り消し	高潔性サーベイランス委員会による提案 (認定機関への情報、および GLOBALG.A.P.のウェブサイトで公表された情報。ライセンスおよび認証契約の取り消し)

* 注記: 制裁のステップの 1 から 5 は、必ずしも連続していません。

9.3.1 ステップ 1 - 1 回目の警告

- a) ISCまたはGLOBALG.A.P.事務局によって決定されます。ISCの承認のない2回目の警告は、商標高潔性プ

プログラムの不適合による1回目の警告の後に出すことができます。

- b) 1回目の警告を出すことができます。
 - (i) ここで一般規則に定められている基準の規則の不適合が検出された場合
 - (ii) 認証機関が、GLOBALG.A.P.事務局の書面による要求に反応しない、または報告しない場合
 - (iii) 不完全な、または間違っただータベース入力、および/または発行された認証書の数が、GLOBALG.A.P.の番号（GGN）で5件、あるいは認証機関に登録されたGGNの総数の1%に達したか、そのいずれか高い方の場合
- c) 認証機関は、ISCが提示した再アセスメント日数の対価の一部または全部を支払うものとしします。

9.3.2 ステップ 2 - 2 回目の警告

- a) ISCまたはGLOBALG.A.P.事務局によって決定されます。
- b) 2回目の警告を出すことができます。
 - (i) 1回目の警告が示された最終期限後に解決されていない場合
 - (ii) 認証機関が、GLOBALG.A.P.事務局が繰り返した書面による要求に反応しない、または報告しない場合
 - (iii) 不完全な、または間違っただータベース入力、および/または発行された認証書の数が、GLOBALG.A.P.の番号（GGN）で5件、あるいは認証機関に登録されたGGNの総数の1%に再度達したか、そのいずれか高い方の場合
- c) 認証機関は、ISCが提示した再アセスメント日数の対価の一部または全部を支払うものとしします。

9.3.3 ステップ 3 - イエロー・カード

- a) ISCによって判定および決定され、またGLOBALG.A.P.事務局によって実施されます。イエロー・カードはGLOBALG.A.P.のウェブサイトで公表され、GLOBALG.A.P.のメンバーに通知されます。
- b) GLOBALG.A.P.事務局が1つ以上の（再）検証アセスメント中に、改善の有効性を検証し、それが申し分ないと分かった場合、イエロー・カードはISCによって解除することができます。
- c) 認証機関は、ISCが提示した再アセスメント日数の対価の一部または全部を支払うものとしします。
- d) イエロー・カードを、以下のとおり発行できます。
 - (i) 認証高潔性プログラム・アセスメントの結果のために、認証機関が改善対策を実施する期間については、改善のための時間枠がISCによって定められていますが、12か月を超えないものとしします。GLOBALG.A.P.は、改善を評価するためにフォローアップ・アセスメントを予定します。
 - (ii) 再アセスメントで観察された改善が十分でない場合
 - (iii) ステップ 2 - 2 回目の警告の後に、GLOBALG.A.P.事務局による書面による要求に続く反応がない場合
 - (iv) ステップ 2 - 2 回目の警告の後に、不完全な、または間違っただータベース入力および/または発行された認証書の数がGGNで5件、あるいは認証機関に登録されたGGNの総数の1%再び達した場合

9.3.4 ステップ 4 - レッド・カード

- a) ISCによって判定および決定され、またGLOBALG.A.P.事務局によって実施されます。レッド・カードは

GLOBALG.A.P.のウェブサイトで公表され、GLOBALG.A.P.のメンバーに通知されます。

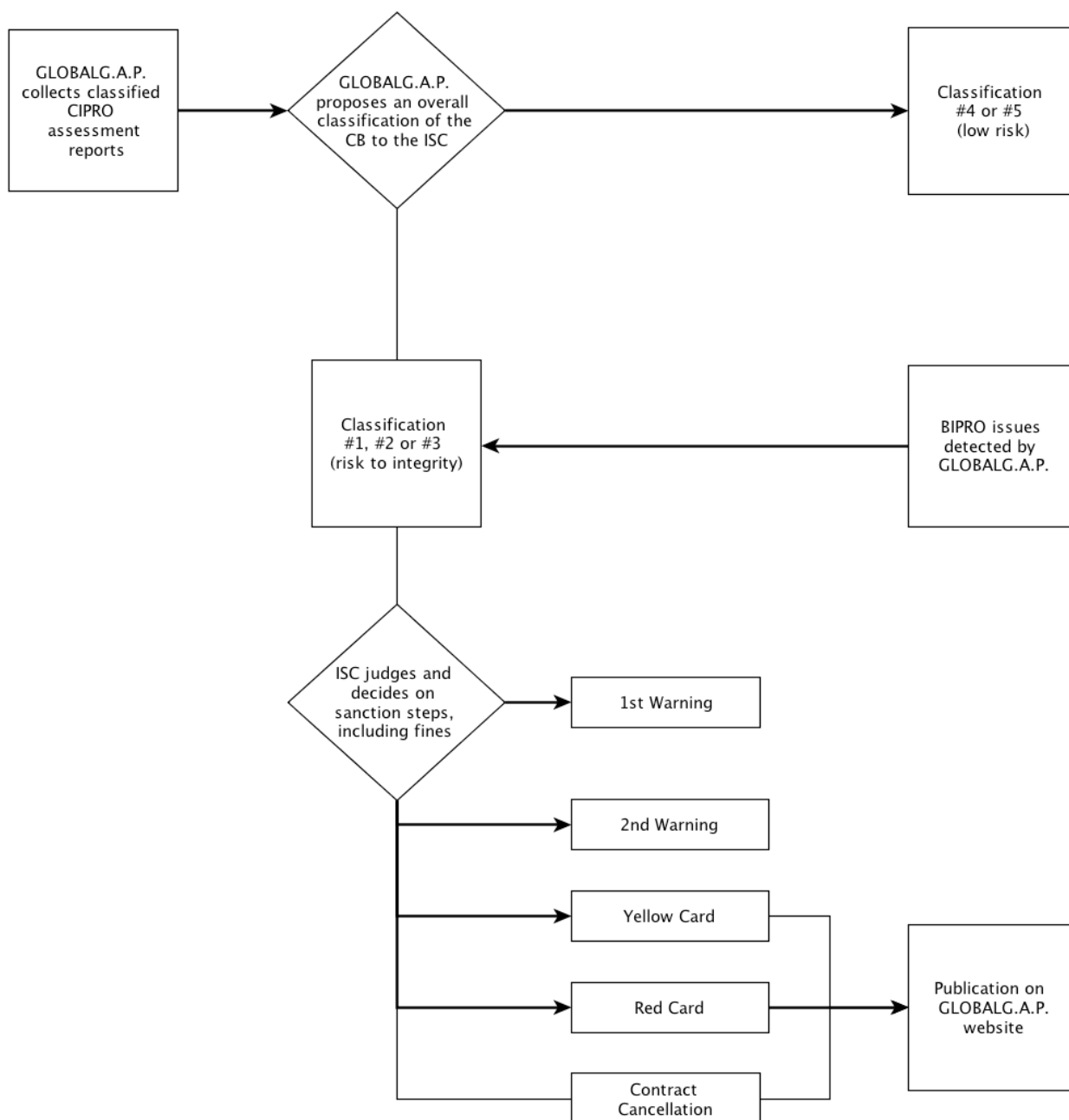
- b) GLOBALG.A.P.ライセンスの使用が、一時的に完全にまたは部分的に禁止されます。つまり、認証機関は、さらなる通知まで新しい認証書を発行すること、または認証書を再発行することを認められていません。
- c) 認証機関の運用の信頼性における確信が再度確保することができる場合にのみ、ISCはこの制裁を解除することができます。
- d) 認証機関は、検証の（再）評価について費用を支払います。
- e) 以下の場合には、レッド・カードを発行することができます（非網羅的なリスト）：
 - (i) 再評価をさらに繰り返している間に、認証機関の成績が十分な改善を示さない場合
 - (ii) 示された最終期限の後に、イエロー・カードが終了していない場合
 - (iii) 認定機関が認定を保留した場合
 - (iv) ステップ 3 - イエロー・カードの後に、不完全な、または間違っただータベース入力および/または発行された認証書の数が GGN で 5 件、あるいは認証機関に登録された GGN の総数の 1% 再び達した場合
- f) レッド・カードを発行されている認証機関は、GLOBALG.A.P.の認証の喪失から5営業日以内に、毎年のサブライセンスおよび認証の契約について認証機関に要求する権利に関して、そのすべての生産者に（書面によって）通知するものとします。生産者の要求に従って、認証機関は、別の認証機関への生産者の移行を許可し、円滑にするものとします。認証機関がそうしなかった場合には、GLOBALG.A.P.は、GLOBALG.A.P.のデータベースに登録された連絡先の詳細を使用して、生産者に通知するものとします。またGLOBALG.A.P.のデータベースのGGNを生産者の要求に応じて解除し、生産者を別の認証機関に移行できるようにするものとします。

9.3.5 ステップ 5 - 契約取り消し

- a) ISCによって判定および提案され、GLOBALG.A.P.事務局によって決定および実施されます。契約取り消しはGLOBALG.A.P.のウェブサイトで公表され、GLOBALG.A.P.のメンバーに通知されます。
- b) ライセンスおよび認証契約の取り消しは、少なくとも2年間科されるとします。
- c) ECSOには、GLOBALG.A.P.の同等な制度を運用している認証機関に関してこの制裁を執行する責任があります。
- d) GLOBALG.A.P.の承認を喪失した認証機関は、GLOBALG.A.P.の認証の喪失から5営業日以内に毎年のサブライセンスおよび認証の契約のための認証機関を要求する権利に関して、そのすべての生産者に（書面によって）通知するものとします。生産者の要求に従って、認証機関は、別の認証機関への生産者の移行を許可し、円滑にするものとします。認証機関がそうしなかった場合、GLOBALG.A.P.は、GLOBALG.A.P.データベースに登録された連絡先の詳細を使用して、生産者に通知しなければなりません。また、GLOBALG.A.P.データベースのGGNを生産者の要求に応じて解除し、生産者を別の認証機関に移転できるようにしなければなりません。
- e) 契約取り消しは、以下の事例（すべてが網羅されていない記載）に従うことができます。
 - (i) 不正行為が検証された場合
 - (ii) 合意された締め切り後に、レッド・カードの制裁を解除できなかった場合
 - (iii) 破産

(iv) 認定の喪失

認証高潔性プログラムの制裁手順を示すフローチャート
 (BIPRO = Brand Integrity Program, CIPRO = Certification Integrity Program)



150630_GG_GR_Part-III_V5-0_jp.docx

附則 III.1: GLOBALG.A.P.の認証機関の検査員資格（オプション 1 および 3）

1. GLOBALG.A.P.のサブ範囲の検査員

- a) 一旦、認証機関が各サブ範囲のための資格および経験の事実上の証拠（以下に記載）を検証したならば、検査員は農場レベルでのサブ範囲を検査することができます。
- b) 果物および野菜、植物育成材料、組み合わせ可能な作物、ならびに花卉および観賞用植物のための要求事項は同等です。

2. 正式な認定および実務経験

- a) 少なくとも高等学校卒業の学位、あるいは認証範囲に関連する分野（作物および/または家畜および/または水産養殖）における同等の学位（最低 2 年間のコース期間）
および、
高等学校卒業後の職務で得た最低 2 年の経験、および農業における 3 年間の全般的な経験
あるいは、
- b) 食品関連分野における最低 2 年間の高等学校卒業後の学位
および、
農場/サイトでの実務的な能力について最低 4 年の産業経験、あるいは認証（作物および/または家畜および/または水産養殖）に関連する範囲での技術的な生産管理の職務における産業経験のいずれか

3. 技術的スキルおよび資格

3.1 検査員トレーニング

検査の基本原則を定められている 1 日の実務的な検査コース。

3.2 食品安全、G.A.P.トレーニング、および実務経験

- a) 正式な資格の一部として、あるいはコーデックス・食品規格の原則に基づいた正式なコース（正式なコースは認証機関による内部トレーニングでも差し支えない）の良好な結果での修了を通してのいずれかによる、HACCP の原則のトレーニング。最短のトレーニング期間は 8 時間であるものとします。期間および内容は、この要求事項（コース証明書、正式な資格に含まれるトレーニングの証拠など）のために入手可能な証拠に示されるものとします。花卉および観賞用植物、および/または植物育成材料のためだけに承認された検査員向けのコース期間は、より短くすることができます。
- b) 正式な資格の一部として、あるいは正式なコース（正式なコースは認証機関による内部トレーニングでも差し支えない）の良好な結果での修了を通してのいずれかによる、食品衛生トレーニング。正式なコース期間は最短で 8 時間であるものとします。期間および内容は、この要求事項（コース証明書、正式な資格に含まれるトレーニングの証拠など）のために入手可能な証拠に示されるものとします。食品衛生トレーニング・コースは、次のものを対象としているものとします。サイト管理、水、有機肥料、設備、施設、および個人の衛生。また実務的な事例研究を含むものとします。既に承認された検査員には、このトレー

ニングを修了するために、GLOBALG.A.P. IFA バージョン 5 の出版後に 1 年間の移行期間があります。a) 項および b) 項のトレーニングの両方とも、同じ正式なコース（最短期間 16 時間）内で一緒に修了することができます。食品衛生コースは、花卉および観賞用植物、および/または植物育成材料の検査員には必要ありません。

- c) GLOBALG.A.P.のオンライン・トレーニングには、すべてのオンライン・テストに合格し、検査員の言語による、終了後 3 か月以内のそれぞれの更新を含む。
- d) **作物の範囲について:** 正式な資格の一部として、あるいは正式なコースの良好な結果での修了による、植物保護、肥料、および IPM トレーニング。
- e) **家畜および水産養殖について:** 基礎的な獣医学、ならびに動物の健康および福祉の問題を含む畜産技能トレーニング。
- f) **水産養殖の基準について:** 食品加工 (AB.12 および 13 の検査) における基礎的な経験、および GRASP トレーニング (GRASP 総則に従って)。
- g) 必要な経験は、それぞれの範囲における作業を含み、以下の表に従って、1 つ以上の範囲および/またはサブ範囲/グループのために同時に獲得されている可能性があります。

検査員に、以下の事項について 3 年以上の作業経験がある場合	以下のサブ範囲/グループを検査することが可能
FV	FV、CC、FO、PPM
FO	FO、PPM
CC	CC、PPM、FO
PPM	PPM、FO
茶	茶、PPM、FO
コーヒー	コーヒー、PPM、FO
反芻動物 (CS、DY、CYB)	CS、DY、CYB
PG	PG
PY	PY、TY
TY	PY、TY
魚	魚、甲殻類、軟体動物
甲殻類	魚、甲殻類、軟体動物
軟体動物	軟体動物

範囲内での追加的な特定のサブ範囲/グループを審査/検査するために、生産慣行の正式なコースの証拠、およびサブ範囲/グループ特有の作業経験（つまり、1 年の作業経験または 10 日間の実地確認によるアセスメント）が要求されます。

正式なコース（上記の a）、b）、d）、e）、および f) 項に述べられている）は、正式な資格（学位/卒業証書）の一部とすることができ、あるいは検査員によって取得された別々のコースとすることができます。検査員は資格の証拠を示すものとし、その示した証拠が学位/卒業証書の一部だった場合、その学位課程の概要にあるものとし

ます。学位が別々に得られていた場合、これらの事項を対象とする学位課程が修了した（試験を含む）ことを示す、別々の証明書があるものとします。

3.3 コミュニケーションのスキル

- a) 母国語/作業言語に対応する「作業言語」のスキル。これには、現地で使用されている専門用語をそれぞれの作業言語に含めるものとします。
- b) この規則に対する例外は、事前に GLOBALG.A.P.事務局との協議が行われ、GLOBALG.A.P.事務局による書面での確認をするものとします。

3.4 認証機関による契約前の初回トレーニング

- a) 認証機関は、候補者/研修生向けに設定されたトレーニング・プログラムを適切に受けさせるものとします。
- b) 申請者である検査員は、関連するサブ範囲の、オプション 1 の生産者または 1 つのオプション 2 の生産者グループ・メンバーの最低 1 つの検査にオブザーバーとして参加するものとします。
- c) 認証機関は、既に資格のある検査員または審査員による、オプション 1 の生産者またはオプション 2 の生産者グループ・メンバーの最低 1 つの検査を実地確認するものとします。
- d) 認証機関の最初の検査員の場合、認証機関の内部手順が適用されます。
- e) 最低限の要件として、認証機関は以下の項目で能力を検証するものとします。
 - 与えられたサブ範囲における技術知識
 - 食品安全リスク/食品の危険を特定する力量
 - HACCP システムを評価し、必須管理点を特定する/疑う力量
 - 植物保護製品、施肥、および IPM 方針（作物用）の最新の知識
 - 基礎的な獣医学および畜産技能の最新の知識、ただし、健康および福祉の要求事項（家畜/水産養殖について）を含む
 - トレーサビリティ・チェックおよび物質バランスの分析を実施するための力量
 - 管理点が地方の法令を参照している場合には常に、関連する要求事項の知識
 - 検査/審査を行なうことができるように、十分なコミュニケーションおよび行動ができる技量があること
 - 母国語/作業言語に対応する「作業言語」のスキル

3.5 能力の維持

- a) 認証機関は、スキームの知識を維持し、GLOBALG.A.P.のデータベースに登録されたままとするために、GLOBALG.A.P.の基準、AMC、またはいくつかのサブ範囲の完全にベンチマークされたスキームに対して、多数の異なる生産者において少なくとも 5 回の検査/審査を行うか、あるいは 10 日間の検査/審査を行うことを確実にするための手順を整備されていなければなりません。
- b) 実地確認による検査/審査は、さらに能力を維持するために許容できるものとします。
- c) この規則に対する例外は、例えば、認証機関に合計 5 件の顧客がいない場合、事前に GLOBALG.A.P.事務局との協議が行われ、GLOBALG.A.P.事務局による書面での確認を得るものとします。

- d) 認証機関は、能力を検証するために、GLOBALG.A.P.の検査員のそれぞれについて、GLOBALG.A.P.の实地確認検査および/または再検査を少なくとも4年に1回実施するものとします。
- e) これらの要求事項は、検査を実施しないスキーム・マネージャーには適用されません。
- f) 1年間の能力を維持することができない場合、3.4が適用されるものとします。

4. 主要な作業

4.1 GLOBALG.A.P.の農場検査

- a) GLOBALG.A.P.の基準の順守を評価するための農場の検査（生産者、マルチサイト企業の生産サイト、あるいは生産者グループの生産者メンバーのいずれか）。これには、生産者グループまたはオプション 1 QMSのあるマルチサイトの内部検査員の覆面検査を含むことができます。
- b) ISO 17065 および GLOBALG.A.P.の予定、ならびにシステムの要求事項に従って、そのような検査に関して適時に正確な報告書を作成すること。

4.2 一般事項

- a) すべての品質方針、手順、作業指示、および認証機関によって発行された文書の最新ファイルを維持すること。
- b) 検査が実施される範囲に関連する進展、問題、および法令上の変化に後れを取らないようにすること。
- c) 認証機関が割り当てられる可能性のある GLOBALG.A.P.の範囲外のその他の作業を、これらの活動が GLOBALG.A.P.一般規則によって定められた ISO 17065 の原則、またはいかなる規定にも相反しない限り、実施すること。

4.3 独立性および機密性

- a) 検査員は、独立性または公平性に影響する可能性のある活動を実施することは許可されておらず、また具体的には検査を行う生産者のために、過去2年間にコンサルタント活動を実施することは許可されていません。トレーニングが管理システムまたは審査に関連するコースである場合、公開されている場所で自由に入手可能な一般的な情報の提供に限定されており、トレーニングはコンサルタントの仕事であるとは見なされていません。つまり、トレーナーは企業固有の解決策を提供することはできません。
- b) 検査員は、情報および記録の機密性を維持するために、生産者および認証機関の手順を厳格に守るものとします。

附則 III.2: GLOBALG.A.P.の認証機関の審査員資格（オプション 1 QMS のあるマルチサイト、ならびにオプション 2 および 4）

1. GLOBALG.A.P.のサブ範囲の審査員

- a) 審査人は、認証機関が少なくとも 1 つのサブ範囲のための資格および経験の事実上の証拠（以下に記載のとおり）を一旦検証したならば、すべてのサブ範囲の品質マネジメント・システムを審査することができます。ただし、生産者および生産サイトの検査は、サブ範囲特有の資格を必要とします。
- b) 果物および野菜、植物育成材料、組み合わせ可能な作物、ならびに花卉および観賞用植物のための要求事項は同等です。

2. 正式な認定および実務経験

- a) 少なくとも高等学校卒業後の学位、あるいは認証範囲に関連する分野（作物および/または家畜および/または水産養殖および/または飼料製造/動物栄養）における同等の学位（最低 2 年間のコース期間）および、
高等学校卒業後のそれぞれの職務で得た最低 2 年の経験、および農業における 3 年間の全般的な経験
あるいは、
- b) 食品関連分野における最低 2 年間の高等学校卒業後の学位。および、
農場/サイトでの実務的な能力について最低 4 年の産業経験、あるいは認証（作物および/または家畜および/または水産養殖）に関連する範囲での技術的な生産管理の職務における産業経験のいずれか

3. 技術的スキルおよび資格

3.1 リード審査員のトレーニング

- a) マネジメント・システムにおける最短で 10 日間の実務的な審査経験。（例えば、ISO 9000、ISO 14000、ISO 22000、OSHA 18000、BRC 食品、IFS 食品、以前の GLOBALG.A.P.のオプション 2 またはオプション 4、有機栽培者またはその他の栽培者の生産者グループの審査）これには審査の現地確認または観察を含んでいませんが、トレーニングにおいて審査員として現地確認されたり、または観察されたりすることを含んでいます。
- b) 最短期間で 37 時間である ISO 19011 の原則に基づき、また産業界によって外部的に認められなければならない、リード審査員トレーニング・コースの良好な結果での修了。認証書はコース内容および期間を明記するものとし、良好な結果での修了は認証書において示されるものとし、また、それは実務的な事例研究を含むものとし、
- c) リード審査員トレーニング・コースは、品質審査、審査技術、審査の焦点（審査の焦点および連絡）、および報告に関する適用可能な基準を対象とするものとし、また、それは実務的な事例研究を含むものとし、

3.2 食品安全、G.A.P.トレーニング、および実務経験

- a) 正式な資格の一部として、あるいはコーデックス・食品規格の原則に基づいた正式なコース（正式なコースは認証機関による内部トレーニングでも差し支えない）の良好な結果での修了を通してのいずれかによる、HACCPの原則のトレーニング。トレーニング期間は最低8時間であるものとします。期間および内容は、この要求事項（コース証明書、正式な資格に含まれるトレーニングの証拠など）のために提示された証拠に示されるものとします。花卉および観賞用植物、および/または植物育成材料のためだけに承認された審査員向けのコース期間は、より短くすることができます。
- b) 正式な資格の一部として、あるいは正式なコース（正式なコースは認証機関による内部トレーニングでも差し支えない）の良好な結果での修了を通してのいずれかによる、食品衛生トレーニング。最低8時間の食品衛生トレーニング・コースの良好な結果での修了。期間および内容は、この要求事項（コース証明書、正式な資格に含まれるトレーニングの証拠など）のために提示された証拠に示されるものとします。食品衛生トレーニング・コースは、サイト管理、水、有機肥料、設備、施設、および個人の衛生を対象とするものとしますし、また、それは実務的な事例研究を含むものとします。既に承認された審査員には、このトレーニングを修了するために、GLOBALG.A.P. IFAバージョン5の出版後に1年間の移行期間があります。a) 項および b) 項のトレーニングの両方とも、同じ正式なコース（最短期間16時間）内で一緒に修了することができます。食品衛生コースは、花卉および観賞用植物、および/または植物育成材料の審査員には必要ありません。
- c) 正式な資格の一部として、あるいは配合飼料製造基準のための正式なコースの良好な結果での修了による、食品/資料衛生トレーニング。
- d) GLOBALG.A.P.のオンライン・トレーニングには、すべてのオンライン・テストに合格し、検査員の言語による、トレーニングの終了後3か月以内のそれぞれの更新を含む。
- e) **作物の基準について:** 正式な資格の一部として、あるいは正式なコースの良好な結果での修了による、植物保護、肥料、およびIPMトレーニング。
- f) **家畜および水産養殖の基準について:** 基礎的な獣医学、ならびに動物の健康および福祉の問題を含む畜産技能トレーニング。
- g) **水産養殖の基準について:** 食品加工（AB.12 および 13 の検査）における基礎的な経験、および GRASP トレーニング（GRASP 総則に従って）。
- h) **CFM 基準について:** 活動の範囲に適用可能な、地域内/国内の飼料の関連法令の知識。
- i) 必要な経験は、それぞれの範囲における作業を含み、以下の表に従って、1つ以上の範囲および/またはサブ範囲/グループのために同時に獲得されている可能性があります。

審査員に、以下の事項について 3 年以上の作業経験がある場合	以下のサブ範囲/グループを審査する/検査することは可能
FV	FV、CC、FO、PPM;
FO	FO、PPM
CC	CC、PPM、FO
PPM	PPM、FO
茶	茶、PPM、FO
コーヒー	コーヒー、PPM、FO
反芻動物 (CS、DY、CYB)	CS、DY、CYB
PG	PG
PY	PY、TY
TY	PY、TY
魚	魚、甲殻類、軟体動物
甲殻類	魚、甲殻類、軟体動物
軟体動物	軟体動物

範囲内での追加的な特定のサブ範囲/グループを審査/検査するために、生産慣行の正式なコースの証拠、およびサブ範囲/グループ特有の作業経験（つまり、1年の作業経験または10日間の実地確認によるアセスメント）が要求されます。

CFMについては、飼料、栄養、または食品産業における、（全体で）3年間の実務経験が必要です。

正式なコース（上記の a）、b）、d）、e）、f）、および g）項に述べられている）は、正式な資格（学位/卒業証書）の一部とすることができ、あるいは審査員によって取得された別々のコースとすることができます。審査員は、資格の証拠を提示するものとします。それが学位/卒業証書の一部だった場合、そのコースの概要にあるものとします。あるいは、それが別々に得られていた場合、これらの事項を対象とするコースが修了した（試験を含む）ことを示す、別々の認証書があるものとします。

3.3 コミュニケーションのスキル

- 母国語/作業言語に対応する「作業言語」のスキル。これには、現地で使用されている専門用語をこの作業言語に含めるものとします。
- この規則に対する例外は、GLOBALG.A.P.事務局と事前に協議されるものとします。

3.4 認証機関による契約前の初回トレーニング

- 認証機関は、候補者/研修生向けに設定されたトレーニング・プログラムを受けさせるものとします。
- 申請者である審査員は、最低でも、オプション 1 の生産者または 1 戸のオプション 2 の生産者グループ・メンバーの関連するサブ範囲の 1 回の検査、および既に資格のある検査員または審査員による 1 回

の審査に、オブザーバーとしてそれぞれ参加するものとします。CFM 審査員の場合には、QMS 審査の観察は適用されません。

- c) 認証機関は、申請者である審査員によって、オプション 1 の生産者またはオプション 2 の生産者グループ・メンバーの最低 1 回の検査および 1 回の QMS 審査を実地確認するものとします。検査員または審査員は、検査を実地確認することができますが、審査員だけが審査を実地確認することができます。CFM 審査員の場合には、QMS 審査時に実地確認されることはありません。
- d) 認証機関の最初の審査員の場合、認証機関の内部手順が適用されるものとします。
- e) QMS 審査員は「GLOBALG.A.P. QMS 審査員トレーニング」を参加し、新しい基準のバージョンごとの試験に合格するものとします。CFM 審査員の場合には、この要求事項は適用されません。
- f) 最低限の要件として、認証機関は以下の項目で能力を検証するものとします。
 - 与えられたサブ範囲における技術知識
 - 食品安全リスク/食品の危険を特定する力量
 - HACCP システムを評価し、必須管理点を特定する/疑う力量
 - 植物保護製品、施肥、および IPM 方針（作物用）の最新の知識
 - 基礎的な獣医学および畜産技能の最新の知識、ただし、健康および福祉の要求事項（家畜/水産養殖の場合）を含む
 - トレーサビリティ・チェックおよび物質バランスの分析を実施するための力量
 - 管理点が地方の法令を参照する場合には常に、関連する要求事項の知識
 - 検査/審査を行なうことができるように、十分なコミュニケーションおよび行動ができるスキルを持っていること
 - 母国語/作業言語に対応する「作業言語」のスキル

3.5 能力の維持

- a) 認証機関は、スキームの知識を維持し、GLOBALG.A.P.のデータベースに登録されたままとするために、GLOBALG.A.P.の基準、AMC、または完全にベンチマーク済みのスキームに対して、多数の異なる生産者において少なくとも 5 回の検査/審査を行うか、あるいは 10 日間の検査/審査を行うことを確実にするための手順を整備されているものとします。
- b) 実地確認検査/審査は、さらに能力を維持するために許容できるものとします。
- c) この規則に対する例外は、例えば、認証機関に合計 5 件の顧客がない場合、事前に GLOBALG.A.P.事務局との協議が行われ、GLOBALG.A.P.事務局による書面での確認を得るものとします。
- d) これらの要求事項は、認証機関の意思決定委員会の主要な作業を担う審査員には有効ではありません。
- e) 認証機関は、能力を検証するために、GLOBALG.A.P.の審査員のそれぞれについて、GLOBALG.A.P.実地審査および/または再審査を少なくとも 4 年に 1 回実施するものとします。
- f) ものとします。

4. 主要な作業

4.1 GLOBALG.A.P.の QMS 審査

- a) 生産者グループおよびオプション 1 の QMS が実施されているマルチサイトの GLOBALG.A.P.のウェブサイトで入手可能な QMS チェックリストに従った GLOBALG.A.P.の基準の順守についての審査およびアセスメント。
- b) ISO 17065 の要求事項および GLOBALG.A.P.の予定、ならびにシステムの要求事項に従って、そのような審査に関して適時に正確な報告書を作成すること。

注記：果物および野菜の範囲で資格を与えられた審査員は、豚について認証を取得しようとしているグループの QMS を審査することができます。ただし、この審査員は、豚生産者の農場検査を行なうことができません。

4.2 GLOBALG.A.P.の農場検査

- a) GLOBALG.A.P.の基準の順守を評価するための農場の検査（生産者または生産者サイト（オプション 1）、あるいは生産者グループ内の生産者（オプション 2）のいずれか）。これには、生産者グループまたはオプション 1 QMS のあるマルチサイトの内部検査員の覆面検査を含むことができます。
- b) ISO および GLOBALG.A.P.の予定、ならびにシステムの要求事項に従って、そのような検査に関して適時に正確な報告書を作成すること。

4.3 一般事項

- a) すべての品質方針、手順、作業指示、および認証機関によって発行された文書の最新ファイルを維持すること。
- b) 審査が実施される範囲に関係する進展、問題、および法令上の変化に後れを取らないようにすること。
- c) 認証機関が GLOBALG.A.P.の範囲外で割り当てることができる他のすべての作業を実施すること。ただし、これらの活動が EN 45011 または ISO/IEC Guide 17065 の原則または GLOBALG.A.P.の一般規則で定められた規定に反しない限りとします。

4.4 独立性および機密性

- a) 審査員は、自ら実施した審査または検査に関して、最終的な認証の決定をすることは許可されていません。
- b) 審査員は、独立性または公平性に影響する可能性のある活動を実施することは許可されておらず、また具体的には検査を行う生産者のために、過去 2 年間にコンサルタント活動を実施することは許可されていません。トレーニングが管理システムまたは審査に関連するコースである場合、公開されている場所で自由に入手可能な一般的な情報の提供に限定されており、トレーニングはコンサルタントの仕事であるとは見なされていません。つまり、トレーナーは企業固有の解決策を提供することはできません。
- c) 審査員は、情報および記録の機密性を維持するために、生産者および認証機関の手順を厳格に守るものとします。

COPYRIGHT

© Copyright: GLOBALG.A.P. c/o FoodPLUS GmbH: Spichernstr. 55, 50672 Cologne; Germany.

Copying and distribution permitted only in unaltered form.